

平成29年第4回熊野町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成29年9月12日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成29年9月12日

4. 出席議員(16名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
11番 藤本哲智	12番 山野千佳子
13番 久保隅逸郎	14番 中原裕侑
15番 馬上勝登	16番 山吹富邦

5. 欠席議員(なし)

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	岩田秀次
企画担当部長	宗條勲
民生部長	光本一也
建設部長	沖田浩
教育部長	民法勝司
総務部次長	西村隆雄
民生部次長	時光良弘

建設部次長	貞永治夫
建設部技術次長	林武史
教育部次長	横山大治
財務課長	桐木和義
地域振興課長	西岡隆司
企画担当課長	西川伸一郎
税務課長	立花太郎
高齢者支援課長	加島朋代
住民課長	堀野辰夫
子育て・健康推進課長	隼田雅治
生活環境課長	堂森憲治
都市整備課長	穂坂俊彦
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	藤川千浪

~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 三村伸一 |
| 議会事務局書記 | 永谷望  |

~~~~~

8. 議事日程(第1号)

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について
- 日程第 6 報告第 4号 一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について
- 日程第 7 議案第42号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

日程第 8 議案第 4 3 号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について

日程第 9 議案第 4 4 号 熊野町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案について

日程第 10 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度熊野町一般会計補正予算（第 2 号）について

~~~~~

## 9 . 議事の内容

( 開会 9 時 3 0 分 )

議長 ( 山吹 ) ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達していますので、ただいまから平成 2 9 年第 4 回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長 (山吹) これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、9 番、荒瀧議員、1 0 番、大瀬戸議員、1 1 番、藤本議員の 3 名を指名します。

~~~~~

議長 ( 山吹 ) これより日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より 2 2 日までの 1 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 ( 山吹 ) 異議なしと認めます。よって、会期は本日より 2 2 日までの 1 1 日間とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求めため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

( 休憩 9 時 3 2 分 )

( 再開 9 時 3 3 分 )

~~~~~

議長 (山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。事務局長。

議会事務局長（三村） 諸般の報告をいたします。

6月16日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第103号の紙面構成と編集スケジュールについて協議を行いました。

同日、総務厚生委員会が開催され、今年度の活動計画について協議を行いました。

6月19日、産業建設委員会が開催され、6月定例会において委員会に付託された「下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求」に関する熊野町議会の意見について協議を行いました。その後、担当部から、昨年度の主要事業実績と今年度の主要事業計画について報告を受けました。また、現地視察として、西部ふれあい広場とくまの・みらい交流館大型遊具を視察し、説明を受けました。

6月21日、宮城県大和町議会の産業建設常任委員会が、「地場産業・地域ブランドの振興について」の視察研修で来庁され、議長、副議長、総務厚生副委員長が出席しました。

6月24日、平成29年度熊野町老人クラブ連合会芸能発表会が、町民会館において開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

6月26日、熊野町身体障がい者福祉大会が、くまの・みらい交流館において開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

6月28日、議会運営委員会が開催され、第3回熊野町議会定例会の追加議案について協議を行いました。同日、議会本会議が開催され、諮問第5号「下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求について」の意見を答申しました。

6月29日、議会全員協議会が、所管事務調査の一環として安芸太田町の議会運営について視察研修を行い、多数の議員が出席しました。

6月30日、文教委員会が開催され、担当部から、昨年度の主要事業の実績についての報告を受けるとともに、今年度の主要事業計画について報告を受けました。

7月4日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第103号の記事校正を行いました。

7月10日、安芸地区衛生施設管理組合の臨時議会が開催され、議長が出席しました。議案は組合議長の選任で、議長に坂町の川本英輔議長が選任されました。

同日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第103号の記事校正を行いました。

7月12日、文教委員会が開催され、今年度の活動計画について協議を行いました。

同日、議会運営委員会が開催され、「魅力ある“まち”づくり ワールドカフェinくまの」の運営について協議を行いました。

7月18日、文教委員会が開催され、中学校給食について協議を行いました。

同日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第103号の最終校正を行いました。

7月21日、議会全員協議会が開催され、議会からの報告案件3件、協議案件1件について協議を行いました。

7月24日、総務厚生委員会が開催され、熊野町観光交流拠点整備構想計画について所管事務調査を実施し、担当部から説明を受けました。

7月25日、県道矢野安浦線整備促進協議会及び県道瀬野呉線・津江八本松線整備促進期成同盟会の総会がメルパルク広島で開催され、議長が出席しました。

8月3日、広島県中央地域振興対策協議会総会が呉市のクレイトンベイホテルで開催され、議長が出席しました。

同日、「魅力ある“まち”づくり ワールドカフェinくまの」を開催しました。「熊野を「住みたいまち」、「住んでよかった」と思える“まち”にするためには ～魅力あるまちづくりのために何が必要か～」をテーマに、熊野中学校と熊野東中学校生徒32人と議員による意見交換会を行いました。

8月17日、「広島県町議会議員研修会がKKRホテル広島で行われ、多数の議員が出席しました。研修内容は、午前に、「住民に期待される議会とは」と題しまして、早稲田大学マニフェスト研究所事務局長、中村健氏から、午後からは、「人を動かし、まちを動かす」と題しまして、日蓮宗妙法寺第41世住職、高野誠鮮氏から講演をいただきました。

同日、議会運営委員会が開催され、ワールドカフェの意見取りまとめについて協議を行いました。

8月21日、総務厚生委員会が開催され、熊野町子ども・子育て支援事業計画について所管事務調査を実施し、担当部から説明を受けました。

同日、文教委員会が開催され、今年度の重点調査項目について協議を行いました。

8月23日、広島県中央地域振興対策協議会の平成30年主要施策説明会が東京のホテル・ルポール麹町で開催され、議長が出席しました。

同日、兵庫県播磨町議会の厚生教育常任委員会が、「学校給食事業の公会計化について」の視察研修で来庁され、副議長、文教委員長が出席しました。

8月27日、筆の里工房「スタジオジブリ鈴木敏夫展」のオープニングセレモニーが開催され、議長が出席しました。

8月28、29日、文教委員会が所管事務調査を実施しました。福岡県春日市で「中学校給食について」、熊本県熊本市城南町で「体育館空調設備について」調査を行いました。

8月30日、議会全員協議会が開催され、執行部からの報告案件4件、協議案件1件、議会からの報告案件3件について協議を行いました。

同日、議会議員定数等調査検討特別委員会が開催され、改善策・解決策及び改革メニューについて協議を行いました。

9月7日、議会運営委員会を開催し、第4回熊野町議会定例会の議事運営について協議を行いました。

続きまして、議長宛てに陳情書が提出されていますので御紹介します。事前にお配りしております「陳情書・要望書等一覧」の資料をごらんください。

8月8日、「「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について」が、全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳氏から提出されています。

8月25日、「地球で生き続ける為の地球社会建設希望決議を求める陳情書」が、横浜市在住の荒木實氏から提出されています。

8月29日、「「核兵器禁止条約」について、国への意見書の採択の要請」が、原水爆禁止広島県協議会代表理事の澤田カヨ子氏ほか3名から提出されています。

諸般の報告は以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。7名の議員から通告がありましたので、順次、発言を許します。

初めに、7番、時光議員の発言を許します。時光議員。

~~~~~

7番（時光） 皆さん、おはようございます。7番、時光でございます。

質問前に、ことし7月5日に発生した九州北部豪雨災害において被害に遭われた皆様

に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

本日、私は通告書にのっとり2点質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、防災に関してで、土砂災害防止法に基づく基礎調査についてということでございます。土砂災害防止法に基づく基礎調査については、昨年度、第四小学校区について説明会、公表がなされ、本年度は第二小学校区について行われると聞いております。この基礎調査について、現在の状況、今後の予定はどうかということをお伺いいたします。

続いて、2点目でございます。町内小・中学校への空調、エアコン設置についてでございます。近年の温暖化により気温上昇に伴い、熊野町でも夏場、特に7月から9月上旬までは最高気温が30度を超えるという日々が続いております。児童・生徒はそのような中で授業を受けているのですが、児童・生徒の体調面等も懸念されるのではないかと思います。そこで、今後の小・中学校におけるエアコンの設置に対するお考えをお聞きしたいと思います。

このエアコン設置に関しては、昨年度、議会広報特別委員会で、また今年度8月、町議会主催で行ったワールドカフェにおいても、中学生の皆さんより多くの要望が出されました。小・中学校において既に耐震化が完了し、これからは老朽化した施設の大規模改造工事を計画的に行っていくと伺っておりますが、この大規模改造工事の完了を待ってますとエアコンの設置は10年以上かかります。この安芸郡内では、海田町や府中町が全教室に設置しておりますが、本町と夏の日中の温度は余り変わらないと思います。校舎の老朽化対策も大変重要な案件ではございますが、子供たちの学習環境を整備する上で、エアコンの設置について、避けては通れない案件ではないかと思いますので、町としてのお考えをお伺いいたします。御答弁のほどよろしく願いいたします。

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

町長（三村） 時光議員の二つの御質問、「土砂災害防止法に基づく基礎調査について」と「町内小・中学校へのエアコン設置について」の御質問にお答えいたします。

まず、土砂災害防止法につきましては、土砂災害から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や、

一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制を行おうとするものでございます。

広島県では、平成26年8月の広島市土砂災害を踏まえ、この法律に基づく基礎調査を平成30年度までの4年間で完了させる目標を設定し、全県の基礎調査を実施されているところでございます。本町におきましては、平成27年度の第四小学校区から始まり、30年度までに四つの小学校区ごとに調査が実施されることになっております。

詳細につきましては、総務部長に答弁をさせます。

次に、2番目の「町内小・中学校へのエアコン設置」についてでございますが、本町では、平成27年度で学校の耐震化工事を完了し、本年度から大規模改造工事を実施しているところでございます。現在、学校のエアコンにつきましては、本町が、位置的に沿岸部より気温は低く夏でも過ごしやすいという認識のもと、職員室や特別教室の一部に設置をしているのみでございましたが、議員御指摘のとおり、地球温暖化により、以前に比べて気温が上昇しているのは確かでございます。

このため、熊野の将来を担う子供たちが快適な学習環境の中で学べるよう、また、教職員の労働環境を改善する観点からも、エアコンの設置についての検討を始めております。現時点のめどといたしまして、平成30年度、これ来年でございますが、まずは小・中学校の普通教室について設計を行い、31年度、再来年でございますが、事業費の規模によりますが、単年度あるいは2カ年度の計画で設置したいと思っております。国の補助金採択が年々厳しくなっている状況であります。現時点ではそのようなスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~  
総務部長（岩田） 時光議員の1番目の「土砂災害防止法に基づく基礎調査について」の御質問に、詳細にお答えをいたします。

現在、土砂災害防止法に基づいて県が進めておりますこの基礎調査におきましては、土砂災害のおそれのある区域等が指定をなされます。指定される区域は、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の二つで、土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンは、土砂災害が発生した場合、住民に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域、一方の土砂災害特別警戒区域は、通称レッドゾーンでございますが、イエローゾーンのう

ち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為や住宅の新築、増改築に対し規制等が行われます。こうした区域については、調査が完了した区域ごとに調査結果の公表があり、その後、住民説明会、指定告示という流れになります。

調査年度等に関してですが、まず調査は27年度の第四小学校区から始まり、28年度が第二小学校区、今年度は第一小学校区、30年度の第三小学校区で完了する予定で、調査結果の公表及び住民説明会は、それぞれの調査年度の翌年度に県が主体となって実施する予定でございます。

第四小学校区の住民説明会につきましては、本年1月に第四小学校の体育館で開催され、約80名の方が参加をされております。なお、第二小学校区の調査結果につきましては、県から年内には結果の公表を行い、説明会は公表からおおむね2カ月以内、区域指定は説明会からさらに1カ月程度を要する予定であるというふうに伺っております。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） 御答弁ありがとうございます。

第四小学校区のイエローゾーン、レッドゾーン、この箇所数と、レッドゾーン内の家屋数、またハザードマップを新しくこの区域についてつくると言われてますが、その作成時期についてお伺いいたします。

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） まず、1点目の第四小学校区の調査結果における箇所数等でございますが、土砂災害の種類といたしましては、本町では土石流と、それから急傾斜地の指定がございます。それで、土石流のイエローゾーンが17カ所、レッドゾーンが16カ所、それから急傾斜地のイエローゾーンが31カ所、レッドゾーンが29カ所でございます。そして、レッドゾーン内の家屋数は、土石流ではゼロ、急傾斜地では74戸となっております。

続いて、2点目のハザードマップにつきましては、現在、土砂災害危険区域及びその

他の情報をお示しいたしました総合ハザードマップを平成23年度に作成いたしまして、各世帯に配布しておりますが、今回の警戒区域の指定を受けまして、町では小学校区ごとに新たなハザードマップを策定することといたしております。作成に際しましては自治会や自主防災組織などを通じて勉強会を開催いたしまして、住民の皆様の意見をお聞きして、避難路、あるいは緊急時の避難情報を盛り込んだものを検討しているところでございます。第四小学校分のハザードマップは今年度中に完成予定としております。

なお、第二小学校区のハザードマップにつきましては、来年度策定予定でございます。以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） せっかく結果が出てるんですから、マップのほうをできるだけ早く作成をお願いしたいと思います。

先ほどの御答弁の中に、この調査に基づいて開発や住宅の新規立地を制限する区域を指定されると回答がございました。この区域においてどの程度の制限があるのか。また、レッドゾーン内の家屋の所有者に対して移転の勧告などは、今回ございますでしょうか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンの区域内では、住宅の分譲地や社会福祉施設、それから学校、医療施設などを建築するための開発行為につきましては、安全を確保するための技術基準に従ったものであれば許可されることになります。また、建築物については、想定される土石等の衝撃に対し安全であるかどうかを確かめる確認申請が必要となります。急傾斜地の崩壊により著しい損壊が生じるおそれがある建築物の所有者等に対しては、移転の勧告が図られる場合がございますが、町内ではまだ移転の勧告などはございません。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） ありがとうございます。

移転勧告はなかったと、非常によろしかったと思います。

新築などを制限されるということですが、住民目線でいえば、レッドゾーン、もしくはイエローゾーンに指定されると地価が下がるということになると思いますが、固定資産税などの減税などは考えられるのでしょうか。また、その時期はどのようにお考えでしょうか。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） 固定資産税などの減額などにつきまして御説明申し上げます。

土砂災害警戒区域、または土砂災害特別警戒区域、これに指定された土地に関しましては、現在、周辺自治体の状況も踏まえながら、固定資産税の減額につきまして、対象の土地、それから適用時期などの検討を行っておるところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） 地価が下がるということは残念でございますが、減税、減額に関しては早い時期に結論を出していただきたいと思います。

新築・開発についての規制はわかりましたが、既存の建物についてでございます。広島県のホームページに、こうした危険区域内の土地、建物所有者に対する支援として、改修費用の一部を補助する建築物土砂災害対策改修促進事業という制度が掲載されております。熊野町も行っておるようですが、これについて内容と、また何が財源などがあるのか、状況がわかれば伺いたいと思います。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 熊野町建築物土砂災害対策改修促進事業についてでございますけれども、住宅や建築物が土砂災害特別警戒区域内にあり、改修工事の結果、土砂災害に対して安全な構造となることが条件でございます。工事費用の23%、75万9,

000円を上限として補助するものでございます。財源につきましては、国が2分の1、
県が4分の1、それから町が4分の1となっております。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） ただいまの工事費用の23%が75万9,000円となると。これ全体
でいうと330万円ぐらいの工事までということになるとは思いますけど、住民の負担分
も含め、改修にはなかなか踏み切れないところがあるんじゃないかと思えます。

この改修について補助が出るということですが、次は移築についてでございます。同じ
く危険区域内の土地、建物所有者に対する支援として、同じホームページに、がけ地近
接危険住宅移転事業というのが掲載されており、熊野町は現時点では未定となっており
ますが、これはどういうことなのか、お伺いします。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） がけ地近接危険住宅移転事業につきましては、土砂災害特別警
戒区域内などにある住宅の除却と、それから移転先の住宅購入のための借入金の利子相
当額に対しまして補助金を交付するものでございます。区域に指定される前から建てら
れている住宅などが対象となっております。これまで県内での補助例は除却のみにつ
いて数件と聞いておりますので、現在、周辺の自治体の状況を確認しながら検討をして
いるところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） 高齢化の中で、なかなか住みなれた場所を動きたくないという思いが多
いと思いますが、いずれにしても補助金制度は熊野町としても早急に行っていただきた
いと思います。

ところで、先日行われた第四小学校の80人参加ですかね、説明会においてどのよう

な意見が出されましたでしょうか。

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） 第四小学校区の説明会でございましたけども、余り多くの意見はございませんでした。その中で2件ほど御紹介をさせていただきます。

まず1点目ですけども、雨量情報を住民に知らせて、住民も自分の身は自分で守るということをもっと住民一人一人が考えるべきではないかといった御意見がございました。それと、先ほどございましたけども、固定資産税の減免措置についての御質問をいただいております。

なお、御意見にございました雨量情報につきましては、県のウェブより10分雨量、それから60分雨量、そして降り始めからの累加雨量等が確認可能となっております。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） 同じく調査に関してですが、7月27日の中国新聞に掲載されていたんですが、大規模盛土造成について、熊野町も本年度県が調査し、本年度中に公表することとございましたが、現在の状況はどのようになっていますでしょうか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 大規模盛土造成地でございますけれども、これは谷や沢を埋めたり、傾斜地に土を積んだりして開発した大規模盛土造成地につきまして、地盤が比較的弱いものとされております。これにつきましては県が調査して公表することとなっており、調査が完了次第、情報がいただけるものと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） 今年度ということなんで、盛土ですかね、これも危険地帯になると思いますので、早い時期の公表をお願いしたいと思います。

この調査に関しても結果次第では地価が下がり、地盤改良等の対策工事を行えば多額の費用を見込まれ、住民負担も伴うとのことですが、安全のため引き続き調査の結果公表を早い時期をお願いしたいと思います。

ことしも各地で洪水被害があり、ゲリラ豪雨という言葉だけでなく、積乱雲が帯状に並ぶ線状降水帯という言葉も出てきました。秋になり台風シーズンを迎えます。災害時、自分の身は自分で守る自助の精神は最も大事なことです。今回進められている基礎調査をもとに、安全、安心な熊野町のために、共助となる自主防災組織などの設置の推進を含め、公助のさらなる御努力をお願いして、1点目の質問を終わります。

続いて、2点目の小学校のエアコン設置についてですが、私も最初の答弁で満額回答をいただくとは思っていませんでした。町長ありがとうございます。

これも過去、このことに関しては先輩議員、また先般も同期の沖田議員も質問されました。また、文教委員会においてもいろいろな働きかけをされております。この全ての成果で今後つくと、心より感謝いたします。また、これによって熊野町内の小・中学校の生徒の皆さん、また保護者の皆様、これから小学校に入るといふ皆さんが心より喜ばれると思います。ありがとうございます。

きょうはエアコン設置についてさまざまなデータも質問もたくさん用意して参ったんですが、31年度の事業費規模にて実施いただくということでしたので、安心しまして、数点だけ質問させていただきます。

小学校の普通教室は78教室あると聞いておりますが、全教室を整備するのにどのぐらいの費用が必要でしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~

教育部長（民法） エアコン設置ということになりますと、電気設備工事のほうも必要となりますので、ここ最近では海田町、府中町、そういった近隣町の入札状況を見ますと、78教室で2億円程度はかかるんじゃないかと考えております。

~~~~~

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） 2億円という大きな金額になると思いますが、この大規模改造工事は上限大体2億円で補助率が3分の1であることを聞いております。逆に空調設備等に当たる大規模改造工事の質的整備という項目では、また別に同じく上限2億円で補助率3分の1と聞いておりますが、町としても負担はふえますが、両工事を並行して行うことは可能でしょうか。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 国の補助金は学校施設環境改善交付金というメニューの中にございまして、大規模改造工事とエアコン設置工事というのは別なメニューなものですから、同時に申請は可能でございます。

しかしながら、補助率が3分の1ということになりますと町の持ち出しがかなり大きくなりますので、申請は可能ではございますけれども、財政面のほうを考えると同時施行はなかなか難しい状況にあるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） 最後に町長にお伺いいたします。30年度にエアコン整備のための設計を行い、31年度から設置するという御答弁をいただきました。2カ年事業になる場合はどのように実施されるお考えなのかお答えください。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） 来年が設計で、再来年に一遍にやりたいんですが、今言ったように文部省の補助金の関係もあります。国の予算、文部省に限らず国交省の予算もそうなんですが、当初はつけません、あんまり。補正でつけてくるんですが、これらをにらみながら、かなりそれでも文部省の学校の施設整備関連は非常に全国から希望が殺到しております。これは努力しなければならないんですが、そういったことも含めると、2年度にまた

がる可能性はあります。その場合に、やはり進学を控えております中学校からやりたい  
と思います。次の年に小学校ということを考えております。できるだけ2年後に設置で  
きるよう最大限の努力は払ってまいります。

以上です。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） ありがとうございます。

町長から普通教室のエアコン設置について、31年度から事業を実施するという答弁  
をいただき、改めて深く感謝申し上げます。

先月発表されました2017年度全国学力テストにおいて、町長初め、教育委員会、  
校長先生など現場の先生方の御努力により、中学校は県内で1位、小学校でもすばらし  
い成績を出されました。さらにまた平成28年度、広島県基礎基本定着状況調査では、  
中学校はやはり県内1位、小学校は県内2位という、こちらも優秀な成績をおさめられ  
ております。エアコン整備により環境面が整うことで、子供たちの学力が引き続き県内  
のトップクラスを維持できるよう、教育委員会におかれましても基礎学力の向上に向け  
て指導していただきたいと思っております。

あれもこれもになります。また町内の各学校とも老朽化しており、引き続き校舎の  
大規模改造工事も実施していただくことをお願いして、私の質問を終わります。御答弁  
ありがとうございました。

議長（山吹） 以上で時光議員の質問を終わります。

続いて、5番、沖田議員の発言を許します。沖田議員。

5番（沖田） 5番、沖田でございます。

私からは2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目にヘルプマークの導入についてですが、ヘルプマークとは、樹脂製の赤  
いタグに白い十字とハートが描かれ、ストラップでかばんなどに取りつけられるもので、  
義足や人工関節を使用している人、心臓などの内部障害や難病の人、妊娠初期の人など  
が、外見からはわからなくても周囲からの配慮や援助の必要を知らせるためのマークで

す。東京都が平成24年10月に作成し、都営地下鉄の全駅と希望する都内の市区町村において無償配布するとともに、作成・活用に関するガイドラインの要件を満たす地方自治体に対し使用承認を行っており、平成26年10月から全国に利用促進を呼びかけております。

広島県においても平成29年3月に使用承認済みであるヘルプマークの導入を、熊野町においても検討していただきたいのですが、町としてどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

2点目に就学援助制度の改善についてですが、経済的な理由により小・中学校への就学が困難な児童・生徒を対象に教育委員会が実施している就学援助の支給時期の見直し、改善を昨年12月議会において要望いたしました。その後、どのように検討されたのかお伺いいたします。

以上2点について詳細な答弁を求めます。

~~~~~

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 沖田議員の二つの御質問のうち、1番目の「ヘルプマークの導入について」の御質問は私からお答えし、2番目の「就学援助制度の改善について」の御質問は、教育部長に答弁をさせます。

ヘルプマークは、障害や病気の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするよう作成されたマークでございます。平成24年度に東京都が独自に考案、導入し、この趣旨に賛同する青森県や京都府、滋賀県など、これまで11の都府県で導入されております。このたび、広島県においても導入することになったことを受け、本町も積極的に普及促進に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~

議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~

民生部長（光本） 沖田議員の1番目の「ヘルプマークの導入について」の御質問に、詳細にお答えいたします。

ヘルプマークは、縦 8.5 センチ、横 5.3 センチのシリコン製の赤いプレートで、白い十字とハートが描かれたデザインとなっております。外見ではわかりにくい障害を有する方がこのプレートを所持することにより、周囲の方に支援が必要であることを伝えることができるものです。ストラップによりかばん等に装着して使用することができ、付属のシールに名前や連絡先、必要な支援内容などを記入して張っておくことも可能です。現在、普及促進に向けた取り組みが広がっているところでございます。

対象となる方は、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、発達障害の方、または妊娠初期の方などになります。

今後の対応方針でございますが、広島県がこのヘルプマークを無償配布することを決めておりますので、配布方法や配布場所などの詳細につきましては、県の対応に沿ってこれから決めていきたいと考えております。町といたしましては、ヘルプマークの正しい理解と普及の促進に向けた取り組みを、町広報やホームページなどで周知したいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~  
教育部長（民法） 沖田議員の 2 番目の御質問、「就学援助制度の改善について」お答えします。

この就学援助制度でございますが、経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校で必要な学用品などの経費の一部を市町村が援助するものでございます。支給の対象となるものとして、学用品費を初め、通学用品費や新入学学用品費、また校外活動費や修学旅行費、給食費、医療費等がその対象となっております。

このうち学用品費、通学用品費につきましては、これまで学期ごとに精算し、8月、1月、4月の振り込みとしておりましたが、今年度からは、それぞれ一月ほど支給時期を早めまして、7月、12月、3月に支払いするように改善をいたしました。

新入学学用品費につきましてはこれまで8月に支払いをしておりましたが、今年度は学用品費や通学用品費と同様に7月中での支払いといたしました。なお、修学旅行費や対外活動費につきましては、これまで同様、額が確定次第での支払いとしております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） まず、ヘルプマークの導入についてなんですけれども、先ほど町長より積極的に導入をするという御答弁をいただきました。深く感謝申し上げます。

また、このヘルプマークについては、障害のある方などが災害や緊急時、また日常生活で困ったときなどに周囲に、理解、援助や配慮を求める意思を表明する手段として、緊急連絡先や必要とする支援内容を記載するヘルプカードについて、あわせて導入を検討していただきたいのですが、いかがお考えでしょうか。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） ヘルプカードでございますが、こちらは県のほうもその導入を今進めております。町といたしましてもこれは当然導入をさせていただきたいと思っております。

また、このカードにつきましては、支援を必要な方が配慮してくださる方への本当に意思表示ということになりますので、本当に重要なものだと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） ありがとうございます。

熊野町において配布対象となる方がおよそ何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） 配布対象の方ですけど、まず身体障害者の手帳をお持ちの方が1,275名ほどいらっしゃいますが、このうち外見ではわかりにくい言語障害でありますとか、それから呼吸器障害、先ほどありました腎臓や肝臓などの内部障害、こういった方を拾いますと約460名程度いらっしゃいます。それから、療育手帳の所持者が19

6名、それから精神障害者の保健福祉手帳が約200名、それに加えて妊婦さんです。ね、こちらが毎年母子手帳の申請が大体150件ほどございます。これをあわせると対象者としては合計で1,000名程度ということにはなるんですが、ただ、これまでの栃木県等の導入の実績を見ますと、大体20%の方が申請をされているというような状況でございますので、本町においては大体200かもうちょっと上ぐらいかなというふうには考えております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） それでは、お尋ねいたしますが、町内の小・中学校の支援学級に在籍されている児童・生徒数は把握していらっしゃいますでしょうか。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 今年度、8月分の報告で特別支援学級の児童・生徒合計でございますが、小学校が38名、中学校が10名、計48名が支援学級の児童・生徒ということになっております。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 第一小学校に14人、第二小学校に2人、第三小学校に9人、第四小学校に13人、熊野中学校に7人、熊野東中学校に3人、合計48人の生徒が在籍されています。

このヘルプカードの取り組みのきっかけとなったのは、平成21年の春、街頭演説をしていた品川区の都議に、自閉症の子供がいるお母さんが声をかけたことでした。私の子供が1人で社会参加できるようになったとき、災害や事故に遭遇しても周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるようなまちをつくってほしいと。当時、お母さんは子供の特性や配慮が必要な事項を書いた手書きのカードを身につけさせていたそうです。都議会でも何度もカードの共通化を提案いたしましたが、前向きな答弁は得られず、平成23年

東日本大震災が発生し、混乱の中、家に帰れない障害者が続出しました。その後、再三の要請を行い、ついに平成24年10月に東京都が標準様式を定め、無償配布、現在は全国に利用促進を呼びかけております。教育委員会との連携を図り、保護者に周知、利用促進していただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） 普及啓発につきましては、教育部とも連携します。また、周知等におきまして、町の身体障害者福祉協会でありますとか、町の民生委員、児童委員協議会等も通じまして、さまざまな方面から啓発を行っていきたいと考えております。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 私も障害者の方から御相談を受けることが多く、災害のときにはどうしていいかわからないとの言葉に、高齢者や障害者、妊産婦などの一般の避難所では生活しづらい要援護者の方のための福祉避難所の設置を要望し、県内でもいち早く設置していただきましたこと、深く感謝しております。また、一般の避難所から福祉避難所への要援護者の引き渡しについても質問させていただきましたが、まず一般の避難所において保健師などが避難者の体や介護の状況などから福祉避難所の対象者を抽出し、福祉避難所の開設が決定され、移送については原則家族や支援者などにより行うが、状況に応じて町や社会福祉協議会の福祉車両を使用し、要援護者の方に配慮した移送を行うとの御答弁もございましたが、ヘルプカードを身につけていれば、一般の避難所で対象者を抽出する作業が軽減され、いち早く福祉避難所に移送することができるのではないのでしょうか。また、災害時に必ずしも家族や支援者とともに要援護者の方がいらっしゃるとは限りません。そのためにもヘルプカードの導入は重要であると思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） ヘルプマークと同様、ヘルプカードについても本当に重要なもの

だと考えております。さまざまな場面で、例えば日常生活でいえばスーパーに行ったときに異変が起きたりとかいうこともあります。特に、災害等については、一刻を争う場合もあるかと思えます。本当に重要なものだと思いますので、これも強く普及啓発してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 前向きな御答弁に深く感謝申し上げます、周知徹底を行いながらの利用促進を要望いたしまして、ヘルプマーク及びヘルプカードの質問については終わらせていただきます。

続きまして、就学援助制度の改善についてですが、学期ごとの支給時期を1カ月早めていただいたとのこと、感謝申し上げます。しかしながら、新入学学用品費については入学前に支給するべきではないかと要望いたしましたが、この点については改善されていないとのこと、非常に残念です。

就学援助は、児童・生徒の家庭が経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの一部を市区町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度です。しかし、これまでは新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用について、支給はされるものの国の補助金交付要綱では国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童・生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給になっておりました。

今般、文部科学省はその要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年3月31日付で改正し、新入学児童・生徒学用品費の単価を従来の倍額、小学校2万470円から4万600円、中学校2万3,550円から4万7,400円にするとともに、その支給対象者にこれまでの児童・生徒の保護者から、新たに就学予定者の保護者を加えました。また、文科省からはこの改正にあわせ、平成30年度からその予算措置を行うとの通知がなされ、小学校への入学年度開始前に支給ができることを明記した通知を都道府県教育委員会宛てに出していると同っておりますが、熊野町においては来年度からの入学前支給に向けての準備は進んでいるのか、教育委員会の見解をお伺いいたします。

議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~  
教育部次長（横山） 今後、就学前に入学用品費等を支払うということを考えたときの検討課題がございました。そのまず1点目といたしまして、周知の時期ということが挙げられようかと思えます。今現在では10月1日現在の住民基本台帳に基づきまして翌年に学齢に達するお子様を抽出して学齢簿を編成しております。これに基づきまして保護者に対して就学児健診のお知らせとともに就学のしおりを郵送いたしましたして、この中で就学援助についての御説明をしているところでございます。小学校1年生に入られるお子様につきましてはこういう形での周知が必要になってくるのではなかろうかということが1点ございます。

また、申請、あるいは認定、支給の時期についてということで考えましたときに、入学前に支給するためには申請の時期を1月末から遅くても2月上旬には終えておく必要があるかというふうに考えております。また、その申請書の提出方法等についての整理が必要になってくるということでございます。

また、現在の就学援助の認定につきましては、生活保護世帯、あるいは児童扶養手当の受給者世帯を除きまして、生活に困窮しているという場合の認定につきましては、税が確定する6月に前年の所得額により審査をし、認定の可否を判断しているというところでございます。

入学用品費を入学までに支給するためには、1月末から2月上旬ごろに申請をしていただきまして、その審査は年で申しますと前々年の所得で判断をするということになってこようかと思えます。ということで、また年度が変わりますと同一の方が申請をされたような場合につきましては、再度また6月に審査をするという形になってこようかと思えます。それにつきましては短期間で二度の審査を行うということになってまいりますので、そのあたりの線引き等についてどうするかということは検討する必要があるかと思えます。

また、これまで事前に支給をしている他の市町の状況等伺いましたところ、一番ネックとなっているのはやはり入学前にお支払いをした、しかし基本的にはその町内に住所を有する方に援助をするということを考えますと、例えば3月中に転居をしてしまうといったようなケースがあります。こういった場合に一度支給した援助費を回収をするという作業が必要になってくる。そのあたりをきちんと整理をしていかないといけないということが、今考えております課題、ネック等になってくるのではないかというふうに

考えているところでございます。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 準備に大変時間を要するということで、いろいろ課題もあるとは思いますが、今、御答弁ございました支給された後に転出されるケースがあるということなんですけれども、小・中学校への就学予定者が転出されるケースは毎年何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 平成28年度のケースで見えますと、実際には就学援助の対象となっておりました6年生のみの数字でございますが、援助の対象の方が9名転出をされております。そのうち6年生が2名転出という状況でございました。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 支給後に転出されると回収が困難になるということなのですが、入学前支給の要件に町内小・中学校の就学予定者に限るなど明記されてはいかがでしょうか。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 前払い支給といいますか、そういうふうに対応することになりますと、やはりその申請の段階で基本的には転居の予定がないといったようなことを明記したような申請書を考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） それでは、この新入学児童生徒学用品費の単価の引き上げ分についてはいかがお考えでしょうか。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 単価につきましては、先ほど議員さんからもありましたように、小学校につきましては入学用品費のほうがこれまで2万470円から平成29年3月31日付の文科省からの通知でございますが4万600円に上がっております。また、中学校につきましては2万3,550円が4万7,400円に増額になっているということで、熊野町におきましてもこの文科省が示しております補助の標準単価、これに準じた額で対応させていただくということでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） それでは、現在のところ、来年度に関しては入学前に支給するということはお考えでないとお認識してよろしいでしょうか。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 現在のところは、先ほど申しましたさまざまな課題を解決してからということで考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 今回の改正は、生活困窮世帯がランドセルなどの入学に必要なものを購入するため家計の負担が大きくなる時期に必要な支援が行き届いていないために行われ

たものであります。この通知を受け、平成30年度支給に向けて既に6月議会において補正予算を組まれている自治体もあり、また平成29年度より入学前支給を開始している自治体もありますので、調査研究され、支給要件などの明記も含め検討していただきたいのですが、教育長、いかがでしょうか。

議長（山吹） 林教育長。

教育長（林） ただいま議員さんのほうから指摘ございましたが、この問題につきましては、先ほども次長のほうが申しましたが、いわゆる生活に困窮しておるとい、何を根拠をもっていうかというところで、やはり現在、6月というところを基準にしとるわけでございます。

そして、もう一つは、先ほど言いましたように、途中で子供が移動した場合ということ等々もあわせて、他の市町もいろいろと前向きに考えながらも、何を根拠にしたらいいかということで苦慮しているところでございますので、いろいろと他の市町の動向を見据えながら、前向きに研究をしていったらというように考えております。ただ、非常に先ほど言いましたように、何ををもってというところで非常に苦しいところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 現在はひとり親家庭の増加や児童虐待、育児放棄などの理由により、年金暮らしの祖父母と暮らしている子供など、生活困窮世帯を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。夢と希望を胸に膨らませ、ランドセルを背負ってぴかぴかの1年生になる日を楽しみにしている子供のために、ひとり親家庭の方からの入学前支給の声は大きく、切実であります。支援が必要なときに手を差し伸べられるまちづくりが大切であると考えますが、町長、いかがお考えでしょうか。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） 第一義的には教育委員会がいろいろ整理するんだらうと思うんですが、趣旨はよくわかりましたんで、そこら辺を検討して、困られてる方が笑顔で入学できるよう前向きに検討させていただきたいと思います。ただ、来年間に合うかどうかわかりませんが、やっぱり開始するということになると非常に困難を伴ってるんだらうと思います。やはり全国の自治体が途中で転居、支給した後に転居されると、あと追跡といいですか、当然返してもらわなくちゃならないんですが、それが恐らく非常に職員が出張したり、他府県に赴いたりするそういった費用がかさばるんだらうと思うんですが、そこら辺も教育委員会と相談しながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 現在、実施されている自治体に赴き、研究調査を重ねて進めていただきたいと思います。町長は子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけではなく、社会の宝、将来の夢である次代を担う子供への支援を行うと言われております。今後も一層努力していただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（山吹） 以上で沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

（休憩 10時39分）

（再開 11時00分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番、諏訪本議員の発言を許します。諏訪本議員。

4番（諏訪本） 4番の諏訪本でございます。

本日は、来年町制施行100周年を迎える熊野町の記念行事についてお伺いしたいというように思います。当然のことですけれども、通常の10年とか、あるいは25年の単

位にする周年行事とは少しやっぱり異なるというように思っております。ある意味では別格の行事だというように思っております。

我々も1日の単位では、朝起きて今日1日頑張ろうとか、あるいは1年単位でいえば、正月頑張ろうと、ことし1年頑張ろうという、一つの区切り区切りに我々決意を新たに
して頑張っていくと、頑張ろうという性格のものでございます。そういう意味で、次の
100周年、100年を見据えた一つの区切りになる、そしてそれが郷土の愛着である
とか、郷土愛につながると、そういう行事であってほしいというように思っております。
漏れ聞いたりはしておりますけども、どのような行事を考えておられるのか。もう時間
もさし迫っておりますので、一つ本日お尋ねしたいということで質問させていただきました。
一つよろしく願いいたします。

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

町長（三村） 諏訪本議員の「町制施行100周年記念事業について」の質問にお答
えいたします。

町制施行100周年記念事業につきましては、これまでの周年記念事業の内容を基本
とし、100年という節目にふさわしい事業を構築する観点から、「次世代へ継承」、
「住民参画」ということを念頭に取り組んでおります。

詳細につきましては、企画担当部長に答弁をさせます。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

企画担当部長（宗條） 諏訪本議員の「町制施行100周年記念行事について」の御質
問に、詳細にお答えをいたします。

町制施行100周年記念事業につきましては、ただいま町長が申しましたように、
「次世代へ継承」、「住民参画」、この2点を念頭に置き取り組んでいるところでござ
います。

まず、次世代へ継承という点でございますが、個性的な「人」、残したい「情景」、
町の未来図を描いた「絵画」等を盛り込んだ、町制施行100周年記念誌の作成や、大
学教授の指導のもと、町内の小学生が、熊野町の民話をもととした絵本の制作などに取

り組んでいるところでございます。

住民参画という点では、熊野高校美術類型の生徒によるロゴマーク案の提案、子供たちによる筆を使ったギネス記録への挑戦、NHKの放送番組の招致などを計画中であり、「ひろしまフラワーフェスティバル」や「夏まつり」については実行委員会を設けるなど、実施体制の整備を図っているところでございます。

また、これら記念事業の実施については、事業全般にわたる御助言をいただくため、「町制施行100周年記念事業懇話会」を設置しているところでございます。

なお、記念式典は来年11月10日、土曜日に実施する方向で調整を行っており、今後、実施本部において本格的に企画を進めることといたしております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） ありがとうございます。

大体の概要はつかめました。式典は11月10日、土曜日を予定されているということでございますけども、100周年記念の事業の期間ですよね。具体的にいつから始まっていつの行事ぐらいで終了するのかということをお尋ねしたいと思います。

また、いろんな諸行事が町内、スポーツも文化も含めていろんな諸行事がありますが、これらも絡むのか絡まないのかということも一つあわせてお願いしたいというように思います。

また、町制施行100周年記念事業の懇話会という会の名前が出ました。これを設置して取り組んでおられる、進めておられるということですが、その進捗状況と今後の予定についてお尋ねしたいというように思います。よろしくをお願いします。

~~~~~

議長（山吹） 西川企画担当課長。

~~~~~

企画担当課長（西川） まず、事業の年度ということでございますが、事業といたしましてはもう既に準備等も含めて取り組んでおりますので、29年度、そして30年度ということになるかと思えます。

具体的な行事といたしましては、来年度からということになりまして、まず最初に5

月3日のフラワーフェスティバルが一番最初かなというふうに考えております。途中いろいろありますが、11月10日の記念式典、そして最後は冠事業としてですが、駅伝大会を開催ということが最後になるかというふうに考えております。

それから、懇話会ということでございますが、懇話会、先月、8月18日に第1回の会議を開催させていただきました。実行委員会の上部会と位置づけておりますので、実行委員会を数回開催いたしまして、その後、各実行委員会からの報告を受ける形で第2回の懇話会を開催させていただく予定としております。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 先ほどの質問で、他の行事ですよ。他の行事についてもちょっとあわせてお聞きしたんですが、要するにいろんな文化的な行事であるとか、スポーツ的な行事である、これらを100周年の冠をかませるのか、かませないのかということもちょっとあわせてお聞きしたいなというように思います。

それから、今の答弁で、29年度、30年度というように言われたんですが、だから29年度から検討して、実質はこの100周年の記念事業は30年度に実施するんだというように捉えていいんですか。

議長（山吹） 西川企画担当課長。

企画担当課長（西川） 申しわけございませんでした。絡むか絡まないかという、冠事業の件でございますが、先ほど申しました駅伝大会とかもですけれども、あと体育大会とかも含めて、そういうふうに絡めていくような方向で考えております。

それから、議員がおっしゃられたとおりで、29年度からして、30年度に実際そういう事業を行うということになると思います。

以上です。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 具体的にこれとこれとかいうことで、その大会に冠をつけたりするというのはまだ具体的には難しいかと思えますけども、取り組みの中でよろしくお願ひしたいというように思います。

それから、私はこのような大きな行事においては、私の考えとしては、やはり町民の皆さんの心に残る、それから町民の皆さんもこの機会にやはり後に残るという意味で、やっぱり指導者であるとか、参加者の技術やら技能が向上する、こういったようなことが大事なんではないかというように考えております。

それから、もう一つは、やはり形として残って、それがさらに観光客の誘致であるとか、いつまでも大切に残るようなものであったりすればいいなど。もちろん経費等がかかることについては、これは避けたいと思えますけども、そういう心、それから人の技術、それから形、こういうようなもので残るようなものが、継続されるようなものがぜひ引き継いでいけばいいと、この事業をきっかけにして生まれればいいというように思っております。

他町では事業募集をして町民が主体的に取り組む行事を企画、あるいは提案したりするまちもあるようでございます。本町の場合、ちょっと私の感覚でいうと、これから事業を募集をして組み立てるといにはちょっと時間は足りないかなとも思ったりしてますけども、熊野町ではそういったような新たな事業ですね。こういったようなことの取り組みはないのかと。

私のほうからしゃべってしまっはいけないかもわかりませんが、例えば一つの方法として、既存の団体の活動にこの機会に補助金であるとかを上乗せして、町民の主体的な活動を引き起こして、記憶に残ったり、あるいは記録に残るような事業計画を組んではいかがかなというようにも思っております。いかがでしょうか。

~~~~~  
議長（山吹） 西川企画担当課長。

~~~~~  
企画担当課長（西川） まず、心に残るような事業ということでございますが、まず100周年事業は心に残る事業となるものというふうに考えております。熊野町が町として100年を経過する歴史があって、180年を超える筆づくりがある町。100周年事業はこれらのことについて再認識をして、この町を誇りに思う機会というふうに捉えておりますので、心に残っていくものとは考えております。

例えば、絵本制作事業においては、先ほども部長から話がありましたが、熊野町の民話をもとに絵本を作成、小学生が大学教授のもとに作成をしております。オリエンテーションやゆかりの地を視察などを行いながら、構成段階からかかわって、最終的に絵本として形に残ると思いますので、一生の思い出になるものというふうに考えております。

ほかにも児童・生徒などが他世代と参加する記念式典なども検討していきたいと思っておりますので、心に残るということにはなっていくのではないかとというふうに思っております。

それから、観光の補助金ですかね。心に残るという、観光の誘致という部分の話があったかと思いますが、その部分については、残らないかもしれませんが、フラワーフェスティバルのパレードに参加をすることで100周年を周知させていただける機会というふうに思っております。そのことが交流人口の増加につながっていくものと考えております。

また、筆の里工房の開発などが100周年にふさわしい記念碑的な大型事業として整備を始めておるところでございますので、残るものになっていくかなというふうにも思っております。

そして、あと町民参加の企画ということがございました。その視点での事業としては取り組んではおりませんが、今の補助金というお話がありましたように、その部分についてはまさに検討しております、100周年を盛り上げていただけるような団体が、既存の団体がよりボリュームアップしたものとしていただけるものについては、補助金を出すような形、増額するような形で事業ができればというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） 最後にちょっとありましたけども、単なるボリュームアップで、ボリュームアップだけで終わるんじゃなしに、先ほど言いましたように、中身のある、精神的にも、物的にも心のあるものにつなげてもらいたいというのが私の思いでございます。

そういう中で、工房の整備は100周年とは直接関係ないんでしょう。ちょっと今工房の整備のことでちょっと言われたんですが、100周年の記念事業とは関係ないというふうに捉えていいですか。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 済みませんでした。ただいまの工房の事業ということで、ちょっと議員のほうからも御指摘がございましたが、一応それについては直接関係はしておりません。ただ、ちょうど100周年の年にスタートするというのもございますので、そういった意気込みをもってやるという形はあろうかと思いますが、事実上の中ではちょっと違う観点の中でスタートしてるということで、工房のほうの開発、交流人口の増加を目指した形になっておりますので、申しわけありませんでした。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） ありがとうございます。

私は花火のようにぱっと上って、ああ、きれいなういうてぱっと終わってしまうようなものは余り考えておりません。余りこういった行事はやるべきではないというように思っております。先ほどから言っておりますように、やはり心にいつまでも残り、あるいは人の技術であるとか、技能で残る、こういったようなものが大事なんじゃないかというように思っております。

町民の多くはほんとやはりこの100年の区切り、このときに我々がおるとということそのものがほんとやはり喜びであり、あるいはこういった行事に参加できるということについては、やはり町民のほんと喜びだと思っております。そういう意味で多くの方は声をかけたり、あるいは立場をつくってあげれば参加したいんじゃないかというふうに思っております。できればそういうような、こうして広報したよじゃなしに、やはりいろんな立場をつくってあげることが町民のより多くの参加につながるんじゃないかというように思っております。ぜひ、これは我々もですし、町の職員の方々も皆一緒だと思っております。だから、そういうような形でできるだけ多くの方が参加できるような体制をつくってほしいと。

そういう中で、今現在、先ほどいろんな説明がありましたけども、なんぼか私も心当たりがありますけども、町民のより多くの参加が期待できるような行事というのは、それじゃあどんな行事があるのかなというようなことをちょっと思いましたので、お尋ね

したいというように思います。

また、もう一つあわせて質問したいと思いますが、先ほどから出ておりますけども、8月に実施した中学生のワールドカフェでも、やはり中学生、イベントということを随分言っております。ただ、中学生が求めるイベントというのはどんなイベントを求めとるのかなというようなこともちょっと考えたりしますけども、やはり100周年にかかわって、やはり小学生の時代、あるいは中学生の時代、それ以前もあります、幼稚園のときもあるかと思っておりますけども、そういう100周年にかかわって貴重な体験をすることは、先ほどから申し上げておりますように、郷土への愛にもつながったり、将来熊野町に住むきっかけになったり、ああ、熊野へ帰ってみたいのうというようなことにつながりはしないかなというように思っております。

そういう意味で、私の感覚で物を言うと、先ほど言いましたように中学生がどういうイベントを求めているかわかりませんが、私の感覚でいうと、児童・生徒が一生懸命やっぱり汗を流して取り組んで、そして物事が達成したり、やり遂げたという充実感を味わえる、そういうような行事をぜひとも検討してもらいたいというように思っております。現在、出ている案の中で、それを期待できるような行事はどんな行事があるかというようなことも考えております。

以上2点について、お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~

副町長（内田） 記念に残るような行事、どんなものがあるだろうかということで、先ほど来よりちょっと答弁のほうをさせていただいておるところなんですけども、まず一つは、以前には熊野町の中でもあったと、私もちょっと体験はしてないんですけど、夏まつりですね。町を挙げての夏まつりをしましょうと。サッカー応援のためにということで夏まつりをやった経緯はございますが、そうではなくて、今回は熊野町の100歳を祝う夏まつりということで、町民の現在生きているこの100年を共有できる人たちが集まってということがまず1点あるかと思っております。

2点目に、先ほどフラワーのほうに出場というのがございましたが、これは一定の人数になるかと思っておりますけど、ただその方たちが出ていただくとともに、映像を通して、広島県、また日本の中でそういう形がまた使われていきますんで、そういう形の中に、

前回は出ておりますがまた再度出て、そういう形の中で熊野町が100歳を迎えますよというのをPRをしっかりしていきたいなと思っています。

それと、記念誌ということがございました。実は以前から町広報のほうでも募集をしてるんですけど、この記念誌の中に100歳をちょうど飾るような人たちがいないだろうか。昔からの古い写真がないだろうかという形のことをお願いしております。そうした形の中で、熊野町がこういう100年を迎えましたという形のを今つくろうと。その中には多くの人たちがかわっていただくということもございます。

また、提案というか、お話をいただきました冠事業ですね。その中で私たちもこの100年を祝いたいから、先ほど課長のほうからもございましたが、そういった形が、意欲ある団体等があれば、またそこに対して支援のほうができないだろうかというのを来年度の予算の中には盛り込んでいけることができたということも含んで検討していけばよろしいんじゃないかと思っています。また、多々いろんな形で検討しているところはございますが、大きなところでそういった形じゃなからうかと思っています。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 先ほどもちょっと触れましたけども、今までちょっとどっちかという、心に残る、割合事業のことについて質問してきましたけども、形として残って、それから将来の観光客の誘致につながるような事業といたしますか、こういったものについて考えておられますか、どうですか。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 形に残るといのはなかなか難しいテーマでございまして、例えばモニュメント設置とかいうような形のものもやっぱり時代の流れとともにそのものをずっと生かし続けていくのはなかなか難しいもんだと思っております。

そうした観点の中で、先ほど課長のほうから出ました筆の里工房の上の造成というのがちょっとあったわけなんですけど、それとたまたま一緒になってしまって、この100周年事業とお答えをしたわけなんですけど、交流人口の増加を目指すという形の中では、

中溝地区を含んで全体的な新しい観光地の造成ということもございます。観光地という形だけでなく、先般からちょっとお答えをさせていただいているところがございますが、熊野の皆さんも使っていただける公園という事業ですね。そういった形の中で熊野町の魅力を十分に発揮をしていくというのが形に残るものかなと。

あとは、やはりその段階で印象に残るという形の中が、先ほどから申し上げてる心に残るものがあわせて印象に残るという形になろうと思いますので、そういった形で展開をしていくということになろうと思います。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~  
4番（諏訪本） モニュメントであるとか、こういったものはなかなかつくっても余りその後々、余り意味がないというとおかしいんですが、失礼ですが、やはりきちっとしたもので、例えば話題になるような、話題になるようなものをやっぱり、お金がかからないで話題になるようなものができればいいなというようなことも思っております。

いずれにしましても、やはりこの形として残すというのはお金もかかたりしますけども、我々も個人的にいろんなことに取り組んだりしております。例えば、今、東屋を上赤穂峠のほうにつくったりしておる事業も我々個人的に取り組んでおりますけども、やはりそういったようなことも含めていって、ほんとボランティアのことを期待しながら、そういうものが少しでも生まれればいいなというように思っておりますので、一つよろしくをお願いします。

それから、これにかかわっての予算ですよね、どの程度のことを考えておられるのかなと、一応これを聞いておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

~~~~~  
議長（山吹） 西川企画担当課長。

~~~~~  
企画担当課長（西川） 予算についてでございますが、記念式典と30年度事業については今からの積算とはなりますけれども、平成29、30年度の総事業費を2,000万円から2,500万円というふうに見込んでおります。

その財源としましては、地域の活力向上や持続的なまちづくりの実現をすることを目

的とした広島県未来の地域づくり応援交付金事業が活用できたらというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） ありがとうございました。

執行部のほうにおいても、町長のほうからもありましたけども、次世代へ継承、それから住民の参画、ある意味では私と、私が言いよることと共通な部分が随分あると思いますので、一つそういった立派な100周年の事業にしていきたいと思っておりますけども。

ただ、私はちょこちょこ心のことであるとか、精神面であるとか、あるいは物のことに言いましたけども、やはり大事なことはこれからの取り組みだと思っんですね。同じことをしても、角度やら方向を変えれば全然違った事業になってきます。やはり事業に対する熱意といいますか、創意工夫が物事を変えていくというふうに思います。そういう意味でぜひともそういうこれからの取り組みを期待したいというふうに思います。

より多くの町民の皆さんが100周年を祝って、参加者が、行ってよかったのう、参加してよかったのうという、ほんと歓喜の声が上がるような、そして熊野町へ住む喜びであるとか、それから先ほどから何遍も申してましますけども、郷土を愛する心につながったりとかいうような、そしてまた最後には観光客の誘致につながる。この機会にやはり広島県のほうからでも、県内からでも、熊野へ行ってみようかというようなことが、それが長い目でいったら交流人口の増加につながっていくんじゃないかというふうに思います。そういう意味で、次の100年をにらんだ行事をお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~

議長（山吹） 以上で諏訪本議員の質問を終わります。

続いて、3番、立花議員の発言を許します。立花議員。

~~~~~

3番（立花） 3番の立花慶三でございます。

耕作放棄地の対策についての質問をさせていただきます。

3月の定例議会で農業振興策について質問をさせていただきましたが、町と農業委員

会では、地域が抱える人と農地の課題解決に対し、地域の方たちが自発的に農地の集積化、集約化に向けて知恵を出し合うことにより、将来に向けた道筋がひらけていくものと考えていると。要するに、この課題の全ては農家側にあって、困っていらっしやるのは理解できるけれども、まず農地を提供し合って集積化に踏み切られない限りは一步も前に進めませんので、個々の問題として自治会などで知恵を出し合ってください。国も町も農業委員会も支援策を用意していますからということだと思います。

一方、農業に対して町は何の対策もしてくれないとの不満は一向に解消されず、町当局とのギャップは、高齢化に向かい、1年ごと大きくなっていくような気がしてなりません。だからといって、座して死を待つというような政治であってはなりません。勤勉に働く農家の人たちが安心して毎日を送れるよう、町としての待ちの姿勢でなく、もっと積極的に取り組んでいただきたいとお願いしたところ、実は農業委員会の改選時期でもあり、新たに農地利用最適化推進委員が設けられることになるので、これからは積極的に現場のほうに出向いて行って、悩みとか不安についての相談に乗ることができるようになりますということでした。

そこで、本日は大いに期待を持って次の6項目について質問いたします。

- 1、熊野町における耕作放棄地は現在どのような状況になっているのか。
- 2、農地中間管理機構が農業者にとってどのように活用されているのか。
- 3、新たに発足した農業委員会についての活動内容について。
- 4、農地の活用策について、町として具体的にどのような構想を描いているのか。
- 5、認定農業者の現状と今後の展望について。
- 6、市民農園への取り組みを考えてみられてはどうか。

以上、6点でございます。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 立花議員の「耕作放棄地対策」についての御質問にお答えいたします。

耕作放棄地は、本町においても、農業従事者の高齢化や後継者不足により、年々増加しているものと推測され、その早急な対応が求められているものと認識しております。町といたしましても、農業委員会、農地中間管理機構、JAなどとの連携を密に行いながら、その解決に向けた取り組みを研究してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、建設部長から答弁をさせます。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 立花議員の「耕作放棄地対策」についての御質問に詳細にお答えします。

御質問の1点目、耕作放棄地の発生状況でございますが、国が5年に1回実施しております農林業センサスにおいて、「以前耕地であったもので、過去1年以上作付せず、しかもこの数年間に再び耕作する考えのない土地」を耕作放棄地と定義し、熊野町においては、平成27年2月1日時点で80ヘクタールと集計されておりますが、現在はさらに増加しているものと推測しております。

続きまして、御質問の2点目、対策の進捗状況と成果でございますが、熊野町では、耕作放棄地の発生抑制・解消の対策といたしまして、平成26年度に創設されました農地中間管理機構が行う農地中間管理事業により、農業従事者の高齢化や後継者不足で管理できなくなった農地を集約し、新たな担い手に集積することで、農地としての維持活用につながるよう、農区長、農業委員会委員等が橋渡し役となるよう広報等でPRを行っております。その成果といたしましては、過去3年間で50筆、3.04ヘクタールが中間管理機構を通じて新たな担い手へ農地集積が行われております。

続きまして、3点目の農業委員会の活動状況でございますが、7月20日から10名の新農業委員が就任され、農地等の利用の最適化の推進について、農地利用最適化推進委員と協力連携のもと、原則、毎月1回、農業委員会を開催し、農地法による権利移動等について御審議いただくなど、熊野町の農業発展に御尽力いただいております。

続きまして、4点目の農地の活用策についてでございますが、耕作放棄地の活用方策という視点では、県や農協等と密接な連携のもと、他市町の成功事例等を研究し、本町の特性に応じた活用策を地域の皆様と一緒に研究し、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の認定農業者の現状と展望でございますが、熊野町内では認定農業者として1法人を平成26年2月に認定しており、農地維持の新たな担い手として、中間管理機構を通じて借り受けた農地で、キュウリ、ナス、ホウレンソウなど多種多品目の生産販売事業を行っております。

これからの展望でございますが、新たな多収益が見込まれる作物の栽培も検討されており、町といたしましても、県、農地中間管理機構等と連携しまして、経営が安定し、さらなる農地集約集積の受け皿として活躍いただけるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

最後の6点目、市民農園への取り組みについての御質問でございますが、近年において、市民農園は、耕作放棄・遊休農地の解消という役割が注目されているところでございます。現在、熊野町内では、安芸農協が神田地区、呉地地区において菜園を運営されております。町といたしましては、その利用状況等を勘案しながら、開園に関する研究を続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 立花議員。

~~~~~

3番（立花） ありがとうございます。

熊野町における耕作放棄地というのは、今までもずっと対策をされてきたと思えますけども、やはり数字的に見てもさらに増加をしているということです。高齢化と労働力不足というのはもうずっと前からわかっていることなんですけども、その上で、いろいろと対策をしてもらいたいと。先ほども冒頭で申しましたように、農家の方々はどのようにしたら耕作放棄地をつくらなくていいんだろうかという、そういった思いばかりで毎日農業をしておられるわけですけども、どうしても高齢化というのは避けられない。そうかといって、子供たちに、帰ってきて百姓をしてくださいとそのようなことを言ってもなかなか熊野町に帰って、百姓をしながら仕事先を探すということも難しいわけで、これはもう誰が考えてもどうにもならないということはわかっているんですけども。

このように対策がなかなかできないんですけども、放棄地にして山林にしたらどうなるんかという、このような意見もありますけれども、逆にCO₂を出さないで済むんで、かえっていいんじゃないかというようなことも言われておりますけども。以前も質問させていただきましてように、田畑というのは物すごい影響力というか、いろんなことにとっての大変必要なものである有用なものであるということを思いましたら、なかなか山林にするということにはできないかとも思いますけれども。

じゃあ、放棄地にどうしたらなくて済むかと。これは多分集積化をしないといけな

いという、そういうことの1点で片づけられてしまうような気がするんですけども、農家の方々のそういった放棄地にしようと思ってするわけじゃない。そういったものを望みをかなえてあげられるような方法というものを何か考えておられるかどうか。今まで考えてもなかなか出ないんでそういうことにはなっていないんだろうと思いますけども、ただただ制度とかそういうものだけにのっと思って考えるのではなくて、本当に心の底から熊野町をどうしていったらいいかという、そういった心理的な面もあわせてお答えをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

都市整備課長（穂坂） 議員御質問の点でございますけども、耕作放棄地ということでは、耕作可能なまた農地として復元するということには大きな労力と費用も要しまして、これで農地所有者の皆さんが耕作放棄地になる前にやはり個人ではなくて、やはりまとめて地域共有の課題として認識していただいて、知恵を出し合うということは、先日来、答弁させていただいているところでございますけども、行政支援ということでありまして、農地中間管理機構でありますとか、さきに7月に信任されました農地利用最適化推進委員さんを、農地の皆様のおうちに訪問なり、地区集会所への訪問なり、悩みを聞いていただくとか、町からの出前講座等の方法によりまして、農家の皆さんの直接的な意見をお伺いしながら、検討、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 今、言われましたように、新たに発足した農業委員会等などと真剣に検討をしてみたいということですけども、農業委員会のことについても後ほど質問させていただきますが、認定農業者の現状ということで、今新宮地区にあるファーマーズ、これは毎年もう1件ふやそう、もう1件ふやそうというようなことで目標を立てておられますけども、30年には3件というような目標だろうと思います。とはいいいましても毎年1件でその変化はしてないということなんです。

今の認定農業者の方の支援として、販売方法とか、そういったものがもう少し町とし

て支援をされて、100周年の行事も今から行われるそうですけども、いろんな各町内で行われるイベント、そうしたあたりに、実はこうこうこういうことで認定農業者として頑張っておられる方がおられますよといったことで、商品を販売していただく。インターネットなどで見ますと、熊野町内ではなくて、いろんなところへ出かけて販売をしておられると。そういうのを見ますと、本当に努力をしておられるんだなと思いますけども、そこらあたり熊野町でもう少しPRしながら、各行事に参加させていただけるような支援をお願いさせていただくという、そういった取り組みは考えておられますでしょうか、どうでしょうか。

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

都市整備課長（穂坂） 認定農業者への販路の支援ができないかということだろうと思うんですけども、熊野町の今ホームページにおきましても、認定農業者につきましてページをつくらせていただきまして、皆様に広く認知、周知を図っているところでございます。

また、町が関連いたしますお祭り、健康まつりでありますとか、農業祭も含めてでございますけども、そういったものにつきましても、できる限り参画できるように、関係各課との調整を図っているところでございます。

また、NPO法人さん、新宮でこのたび夏まつり等が開かれたわけでございますけども、キッズフェスタでありますとか、そういったものにつきましても、NPO法人きらら会さんとの町が橋渡しをさせていただきまして、支援を図っていききたいとそうように考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） ぜひよろしく申し上げます。成功事例として挙げていただければ、また次に続けていかれる方も大変心強いんじゃないかと思っておりますので、そのことをぜひ支援をしていただきますようお願いいたします。

それと、先ほどPRはしておりますということをおっしゃったんですが、何じゃったかな

あれは、10月に行われます品評会というか、あのときの町のPR、ホームページですかね、26年度のが載せてある。26年度はちょっとひど過ぎるんじゃない、せめて28年度でもというような、冗談ですけども。やっぱり何かピントがずれているような、どこか、しっかりと頑張っておりますと言われてもそういうところで何かミスが出てくるようなことでは、一般の人から見られても、これはどうなっておるんかというようなことだろうと思いますし、当事者としても、これは真剣に応援してくれる様子はないなと信頼が失われるんじゃないかと思いますので、そこらあたりのこともしっかりとさせていただきたいと思います。

それから、新たに発足した農業委員会のことですけども、この活動内容として、月に1回は集まって会議をしておられると。会議内容、議事録もちょっと見せてもらったんですけども、業務というのはどちらかというと農地の権利移動と、そうしたものの審査、それに伴う二、三人ですか、現地を見ていかれて、これは問題ないなという、そのようなことで農地の基本台帳に登録されるといったようなのが主じゃないかと思いますけれども。今回、新たに農地利用最適化推進委員というのが設けられたということですから、先ほども申しましたように、その人たちの具体的な活動方針というか、活動目標、あるいはまた現在、まだ発足して間もないとは思いますが、どういう活動報告をされるようとしているか、そういったところの具体的なものをお答えいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

~~~~~  
議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~  
都市整備課長（穂坂） 農地利用最適化推進委員さんの具体的な役割ということになるかと思うんですけども、先ほど来、農業委員さんが委員会に出席いただきまして、権利移動であるというところの審議をしていただくことに対しまして、農地利用最適化推進委員さんは、担当区域において、区域の農業者との話し合いの推進や農地の出し手の掘り起こしなど、地域に密着した活動を主体に活躍いただきたいと思いますと考えております。

最適化推進委員、先ほど7月からということだったんですけども、広島県の農業会議が主催しております研修会のほうに本日参加されておりまして、そちらのほうでまた農業委員会法でありますとか、そういった詳しい研さんを積み重ねまして、また農家の皆様のところに行ってやっていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） じゃあ、今から研修を積まれるということで、まだ活動方針とか、具体的なものは決まっていないということでしょうか。それと、これも含めて、まだ開始をされていないということであれば、農家の人たちの悩みとか不安とかいうのを聞いてあげられたというようなこともまだ進んでいないということでしょうか。お願いします。

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

都市整備課長（穂坂） 農地利用最適化推進委員さんの4名、農業委員さんのほうもこのたび5名改選されまして、新しく委員さんとして活躍されることになっております。そういった農業委員さんがまだ任期を引き続きやられる方が5名いらっしゃるの、その方のリードのもと、研さんを積んでいただきまして、また協議を重ねていただいて、その活動方針でありますとか、そういった指針を早急に定めまして、農家の皆様のもとへ行きたいと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） まだ開始始動していないということですから、無理やりいろんなことを聞いても何も回答は出ないと思うんですけども。

農家の人たちはもう毎日毎日が戦争のようなもので、一刻一刻が大切なことになっておりますので、できる限りというか、早急に、今までこういう改選というのものはっきり前からわかっていたことなんで、引き継ぎの時間に時間がかからないように、リードタイムを余りとらないようにして物事を進めていっていただきますように要望いたします。

それと、農区長さんという方たちとの連携というのはどのようにされているんでしょうか。

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

都市整備課長（穂坂） 農区長さんでありますけども、9地区にそれぞれ1名ずつということになっているんですけども、農業委員さんとの兼務の方も数名いらっしゃいます。このたび11月に農業祭を実施するんですけども、そのときにも農区長さんには会議から実行委員会に参画いただきまして、熊野町の農業のあり方でありますとか、そういったところも意見交換を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 農区長さんという人と農業委員の人が兼務されているというのは私は知らなかったんですが、同じような手当ももらっていらっしゃるというようなことなんで、できれば別のほうがいいんじゃないかと思いますが、そこらあたりのことは私もよくわかりません。とにかく多くの方が、関係される多くの方が連携をし合って、一刻も早くこうした農業者の方が不安を持たないように、取り除いていただくようお願いするだけでございますので、そこらあたりのことももっと性急に取り組んでいただければと思います。

それと、熊野町の農業再生協議会、水田フル活用ビジョンというのを見たんですが、これについてちょっと説明をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） ただいま再生協議会等の御質問でございますが、ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、また後日、調べて回答させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 実は、私はこの用紙というか、これをもらったというか、私がどこから

出したんだろうと思うんですが、熊野町の農業再生協議会というメンバーがどのような人たちで構成されているのかということがわかりませんが、実はこの内容が物すごくいいんじゃないかと思うんです。

いろいろ書いてあった中で、高齢者や女性、あるいは定年の帰農者など、多様な農業生産者を確保しつつ、直売所を核とした少量多品目の生産振興を図る。これも非常にいいことだなと思いますし、作物ごとの取り組み方針として、主食用の米ということで、減農薬、減化学肥料で、有機質肥料を投入し、栽培するこだわり米の栽培を推進して品質向上に取り組むと。もう1点は、果樹、野菜とかにつきましても、やはり少量多品目生産を推進し、農家の所得向上を図るとともに、減農薬、減化学肥料による品質向上に取り組む。そして、直売事業を推進して、生産者組織を強化するということがうたわれているんですが、この用紙じゃなくても大体の取り組みというのはわかるんですが、今申しましたようなこの協議会というのはどのような編成をされているのかということと、先ほどのこの取り組み方針についてわかることがあれば教えてください。

~~~~~

議長（山吹） 暫時休憩いたします。

再開は1時30分、13時30分といたします。

（休憩 11時56分）

（再開 13時30分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

穂坂都市整備課長の答弁を許します。穂坂都市整備課長。

~~~~~

都市整備課長（穂坂） 先ほどは失礼いたしました。

それでは、熊野町農業再生協議会と水田フル活用ビジョンについて御説明をさせていただきます。

熊野町の農業再生協議会でございますが、目的といたしまして、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の受給調整の推進、地域農業の振興を目的といたしまして、このほかにも農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成確保等に資することを目的としております。

協議会のメンバーでございますが、熊野町長を初め、安芸農協さんでありますとか、農業共済組合さん、あと農区長さん等が入っております。

続きまして、水田フル活用ビジョンでございます。水田フル活用ビジョンとは、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物振興の設計図となるものでございまして、先ほど申しました熊野町農業再生協議会のほうで水田フル活用ビジョンを作成しております。活用ビジョンの主な内容といたしましては、地域の作物、作付の現状、地域が抱える課題を捉えまして、それによって作物ごとの取り組み方針を定めて、その実施に向けて進んでいくものでございます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 立花議員。

~~~~~  
3番（立花） ありがとうございます。すばらしいと思うんですね。

先ほどは済みませんでした。私、ちょっと農業祭のことを品評会と言うてしもうたんですが、先ほど言いましたように、そのチラシにしても、なかなか熱がこもってないというか、そういう感じがするんですが、この農業再生協議会ということについては、非常にいい取り組みが、取り組みというか、方針が立てられていると思います。

ちょっと先ほどのチラシにしても、それから農業委員会の委員にしても、推進委員にしても、どちらかという今回新しくできたわけですから、なかなか応募する人も内容がよくわからないといったような感じじゃなかったかと思うんです。そういったときに、細かい内容までは説明できないと思いますけども、もっとしっかりとしたものを提示してあげないと、応募した人が困るという。そのようなことをちょっと話を聞いたことがありますんで、そこらあたりのことについても、やっぱり職員の人数が足りないのかよくわかりませんが、チラシの問題と同じようなことで、もっともっと真剣いうて言うたら失礼なんですけど、そういう取り組み方をしていただければなということを思います。

この農業再生協議会の中身につきましても、先ほど私が御紹介させてもらいましたように、減農薬とか、肥料をやらないといったような、そういった取り組み、非常にいいことだと思いますが、ただ、紙面で書いて計画すればそれで終わりというのではなくて、もっともっと細かい取り組みをしていただければなということを思っております。

ちょっと長くなるんですが、最初に諸般の説明ということで事務局長が説明されまし

たように、私たち、先日、議会として研修に行きました。そこで講習を聞かせてもらったんですけども、非常にいい取り組みというか、限界集落を再生するという、そういった人の研修を受けたんですけども、それはその人の個人の能力というだけではなくて、ほんとにやる気になったら物事というものはなっていくと。ただ、目の前にある数字を追うんでなくて、人づくり、そうしたものを通して熊野町の人口も増加させていくという、そういったものにつなげていっていただければいいなということを思います。

ちなみに、その人の言われたのは、人口が1,000人だったのが500人になったと。そういった中での再生をどのようにしたらいいかということで、無農薬を取り入れられた。無農薬を取り入れる前には、先生として自然農法、それをしている人を先生として、そしてそのことを自分が忠実にその村で実行してみた。最初の間は全然うまくいかなかったけれども、やる間に、そのとき米ですれば60キロが1万3,000円のものが3倍ぐらいに今はなっているという、そういった取り組みでした。

それは、減農薬というよりも農薬を全くやらない、自然農法ですから、ここで言われました農業再生協議会メンバーはJA安芸農協のほうも入っているわけですけども、農協はどちらかというと農業飼料、そうしたものはしっかりと売るといいう言い方は悪いんですが、活用してもらおうような方向になっていると思うんですけども、そこらあたりのところは、やはり最終的にいい農業が栄えてくるということになりましたら、肉を切って骨を断つという、そういうような感じで、やっぱりどこかに痛みを伴いながら、もっともっと信念を持って物事をやり遂げていくという、そういったことだろうと思います。

ですから、そういったことをもってこのフル活用ビジョン、そうしたものを今ここに挙げさせてもらいましたが、実際にこの取り組みというものはどのように進んでいる、多分進んでいないというのが回答じゃないかと思うんですけども、今からやろうと思っているといろいろあるかとは思いますが、そこらあたりの考えを少しお聞かせいただければと思います。よろしくをお願いします。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 午前中は失礼しました。

この水田フル活用ビジョンでございますけれども、これについては対象が、販売目的で対象作物を栽培されて耕作されておる農家の皆さんということになっておりまして、

この中で目標数値をこさえておりますけれども、それは大体実績に基づいて、ほぼ実績値に近い形で目標値をこさえております。

それで、取り組みにつきましてもほぼ実態に即した、販売農家さんにすれば実態に即した内容を記載しておるようになっております。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 個別の農家というのはなかなか対象にはなりにくい、そういったことだろうと思いますけども、中身についていえば、やはりこれを零細農家、そういったところにも活用していただければいいなというような内容ですから、今からももっといい案を絞り出していただけて進めていただければいいなということを思います。

それから、最後に市民農園、これについて今どのように取り組んでおられるかということですけども、実際には2カ所ほどやっておられるというのを先ほど聞かせていただきました。この市民農園をやっていく上においてのいろんなメリットとかデメリットとか、あるいはまた障害という、そういったものもあろうかと思しますので、どれぐらいこれがPRというか、されているのか、町民に対して周知がなされているのかというのはよくわかりませんが、先日のちょうど地域懇談会の際に話を私も初めて聞かせていただいて、実はこういう取り組みが今進められようと、盛んに進められようとしているということでしたので、じゃあこの際、改めて聞かせていただきたいなということを思っておりますので、できれば皆さんにもわかりやすく、市民農園というものの内容と、そして我が町にとりましてどのように取り組んでいけるかということを紹介していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

都市整備課長（穂坂） 市民農園ということでございますけども、一般に市民農園とは、サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜でありますとか、花の栽培、高齢者への生きがいづくり、また生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用いたしまして野菜や花を育てるための農園のことをいい

ます。先ほど来、耕作放棄地の問題等が出ておりますけども、近年はその耕作放棄地の解消の一つの方策としても注目されているところでございます。

市民農園、熊野町での今の状況でございますけども、建設部長が答弁を先ほどいたしましたとおり、安芸農協様が熊野町において2カ所ほど開いておられます。この概要でございますけども、1区画当たりが約3坪で、年額の利用料が3,500円程度ということで運営されているようでございます。2カ所で今118区画があるんですけども、約7割程度が利用されているというような状況でございます。

そして、農家さん、皆さんが市民農園を開設しようとする場合の手続ということにはなってくるんかと思うんですけども、開設方法につきましては三つの開設方法がございます。

一つ目といたしまして、特定農地貸付法による方法というものがございます。これは開設場所には特に定めもありませんが、農業委員会の承認を得まして、営利目的とした栽培でないこととか、貸し付け期間が5年以内の条件とか、そういったものがございません。

二つ目といたしまして、農園利用方式による方法でございます。この方法は農地の所有者が農業経営を行いまして、農作業に住民の方が参加するというので、入園料を受け取る方法ということでございます。この方法では、町への特段の手続は必要なく、開設場所にも制限というものはございません。

最後に、市民農園整備促進法による方法というものがございます。これは先ほど1点目で説明いたしました特定農地貸付法や農園利用方式の方法に休憩施設などの附帯施設を整備する方法で、町の認定が必要となってまいります。開設場所につきましては、原則市街化区域のみとなりまして、市街化調整区域に開設しようとする場合は、町のほうで周辺の農用地利用に支障を及ぼさないことなどを考慮いたしまして、市民農園区域として新たな指定が必要となります。

いずれにいたしましても、市民農園としての利用を検討されているという方がいらっしゃれば、まずもって町のほうへ相談していただけたらと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 今言われましたように、いずれにしても誰かこういうことを取り組みたいという人がいればというんでなくて、熊野町のほうでこれを開設するというようなこともできるんじゃないかと思いますが、そこらはどうでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~

都市整備課長（穂坂） 町のほうで市民農園を開設してはという御質問だとは思いますが、先ほど来、安芸農協様が118区画で今まだ3割程度あきがあるというようなところで、今から広く住民の方にもそういった市民農園のことをPRをしていき、この利用状況等を勘案しながら、また町のほうでできるかどうかというところを研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 立花議員。

~~~~~

3番（立花） 今のよう前向きに、どちらかという個人ではなかなかじゃあやってみようということは難しいんで、リードしてもらおうという、そういったことが誰しも必要なわけですけども、できれば町のほうでやってもらえばもっともっとじゃあそういうのに取り組んでみようという、そうした人も出られるんじゃないかと思えます。そうはいっても今現実にやっておられるところが余り芳しくないというようであっては、そういう動きもないと思えますので、そこあたりのことも、農協さんがやられているのなら農協さんに任せておこうというんじゃないかと、なぜ区画が埋まらないのか、あるいは利用している人がまたやめられたりするのかな、そういったところも要因というものをつかんでいただいて、どうすればお互いが、貸すほうも借りるほうもいぐあいに行くのかなというところも考えていただければと思えます。

空き家と、それに多少の農地がついておれば、いつでも熊野へ行きますというのはたくさんおられると思うんですよ。空き家の問題は今抜きにしても、そういうような体制と、いうのを町のほうでつくっていただいて、少しでも成功事例というものが出てくればどんどん広がって、それが本当に人口増加の起爆剤ともなるんじゃないかと思っておりますので、そのあたりのこともこれからどんどん進めて取り組んでいただきたいと思います。

ます。

実際には、今のところは神田と呉地ということを言われたんですが、熊野町全域に農業されているとか農地もありますけども、熊野町である程度指定しております東部地区のそういったところに進めようというような考えはないでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） 他の市町の状況をいろいろホームページなんかで見えておりますと、やっぱりそういう市民農園とか、誘致成功をされておる、順調にいておる自治体の状況を見ますと、やはり圃場整備をもう終了されておる自治体で、高齢化によって次の担い手になかなか伝わらないというようなところが多いようでございます。熊野の実態としてどうかと思いましたら、やはり狭小な農地が多いわけで、それをどうしても集積した上でないとなかなか難しいんじゃないかなという気がしております。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 立花議員。

~~~~~

3番（立花） 耕作放棄地の問題にしても、ずっと今まではとにかく集積化と、それしか手の打ちようがないということでした。これはいつまでたってもなかなか、段々畑のようなところがあったり、小さい田んぼでも周りが全部自分のところというのはみやすいと思うんですが、なかなか進めにくいと思うんですよ。だからこそ今の市民農園といったような小さい区画で多くの人が使っていけるような、そういった方策というのをつくったらどうかというのが先ほどのこれは営農の人に対してつくっておられるビジョン、先ほどのビジョンですけども、そういったものを普通の一般の農家の方にも広げていってもらえるようなそういった施策、そういったものに取り組んでいただきたいと。

難しいのは難しいんでしょうけども、難しいとか金がないと言ってたんじゃあ何も進むわけではないので、そこらあたりのところをもっともっと知恵をお互いに出し合って、本当に農家の方が安心して熊野町で暮らせる、そういったものを周りの人が見ながら、熊野町は子供の学力も向上しているし、あるいはまた熊野町は地震もないし災害も少ない。ぜひあそこへ移住したいというようなことにつながってくるのではないかと思います。

すんで、どうしても集積化、集約化ということが頭から離れないんだろうと思いますけれども、そこを何とか克服していけるような、そういった施策というのをもう一度考え直していただけるような農業体制、そうしたものをつくっていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

議長（山吹） 以上で立花議員の質問を終わります。

続いて、2番、竹爪議員の発言を許します。竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） 2番、竹爪憲吾です。

このたびは豪雨時における町の防災対策について質問いたします。

記憶に新しい事例としまして、7月5日、6日における九州北部豪雨があります。死者37名、行方不明4名で、川の氾濫や土砂の流出による未曾有の災害が起きました。また、身近なところでは、3年前の広島市での77名が亡くなった土砂災害と昨今豪雨による深刻な被害が多発しております。

災害には水害、土砂災害、地震、それに伴う津波等さまざまありますが、その中でも山に囲まれた熊野町として、一番心配でかつさまざまな情報と対策によって被害を少しでも減らすことができるであろう豪雨災害の対策について確認させていただき、町民の皆様の方に心にとめていただきたいと思います。質問いたします。

まず第1に、近年、熊野町においても大雨注意報、警報が発令されることが多くなりました。そういうときの町の警戒態勢はどのようにとられるのか伺います。

第2、状況が悪化していったときの避難勧告等が発令されると思いますが、その判断基準はどのようになっているか伺います。

第3に、避難勧告・指示が出たり、被害が起こりそうになり、住民の方々が避難される場合必要となる備蓄物資はどのようになっているかをお伺いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 竹爪議員の「豪雨時における町の防災対策について」の御質問にお答えします。

熊野町では、防災対策といたしまして地域防災計画を定めており、この計画に基づく個別計画としての水防計画により、豪雨時における対策を講じることとしております。この水防計画では、気象情報や雨量などによる警戒体制基準を設けており、気象台から大雨警報が発令された場合など、災害が発生するおそれがあるときは、防災担当が庁舎内に詰め、24時間体制で県防災や気象台など、関係機関から詳細な気象情報を収集するとともに、雨量や河川の水位、土砂災害情報の把握など、警戒活動を行うこととしております。

また、雨量の増加などにより、警戒体制基準が変化した場合などは、職員を段階的に招集・増員し、町内の巡視、土のう積みなどの必要な水防活動を行うとともに、状況によっては、消防団の招集や、避難所を開き、避難勧告等を発令することとしております。

詳細につきましては、総務部長に答弁をさせます。

~~~~~

議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~

総務部長（岩田） 竹爪議員の「豪雨時における町の防災対策について」の御質問に、詳細にお答えいたします。

御質問の1点目の警戒体制基準でございますが、まず本町に大雨等の警報が発令されますと、第1次警戒体制として防災担当職員2名が登庁し、県や気象庁との連絡、その他の情報収集に当たります。また、あらかじめ定めております5名から6名の水防当番員が自宅待機となります。自宅待機とは30分以内に登庁できる状態というふうにしてあります。

それから、時間雨量が20ミリ、または連続降雨量が100ミリを超えたときは、水防2次警戒体制に移行し、自宅待機している水防当番員が登庁し、町内の河川の巡視等を行います。

時間雨量が30ミリ、または連続降雨量が150ミリを超えますと、水防3次警戒体制に移行し、職員十七、八名で構成する水防警戒班を登庁させ、町内の巡視を強化するとともに、必要に応じ、土のう積みなどの水防活動を行います。この水防警戒班も、毎年度当初の段階で班編成を行ってございます。また、この段階で消防団長を招集し、消防団の災害発生にも備えてあります。

災害が発生するおそれが生じた場合、また土砂災害警戒情報や特別警報が発令された

ときなどは、速やかに災害対策本部を設置し、町長が本部長となりまして指揮に当たり、避難所の開設や避難勧告等の発令の決定を行うこととなります。

続きまして、2点目の避難勧告等の発令判断基準についてでございますが、「避難準備・高齢者等避難開始」と、「避難勧告」、「避難指示」の3段階に分けて定めております。

第1段階の「避難準備・高齢者等避難開始」につきましては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者の方に避難行動を開始していただく段階で、町に隣接する地域に土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合などとしております。

第2段階の「避難勧告」につきましては、要配慮者とその支援者以外の方にも避難行動を開始していただく段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で、町に土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合などを判断基準といたしております。

第3段階の「避難指示」は、避難勧告よりさらに状況が悪化し、斜面の亀裂などの前兆現象の発生などから、人的被害の危険性が高まり緊急避難の必要があるときや、町に特別警報が発表された場合などとなります。

いずれにしましても、防災行政無線、町のホームページ、広報車、緊急エリアメール等により周知を行いますので、住民の皆様方にも、町からの情報に御留意をいただきたいというふうに考えております。

最後に備蓄物資の御質問でございます。現在、防災備蓄物品を保管するため、町内5カ所に防災備蓄倉庫を設置し、水防活動などに必要となる資機材や食料、日常生活品、避難所用品などの備蓄を行っております。一例でございますが、食料としましては、乾パン6,500食、アルファ米500食、サバイバルパン1,200食、水5,100本、生活必需品としましては、毛布1,500枚、簡易トイレ200個のほか、おむつや、間仕切りと畳のセットなど、県の災害時避難者想定をもとにした必要数を確保しているところでございます。

また、水防活動に必要な資機材につきましては、災害対策本部近くの防災備蓄倉庫に、またビニールシートや土のう袋、スコップ・ロープ類の機材は学校にある備蓄倉庫にも保管をしております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） わかりました。

続いてですけど、避難勧告等の避難情報の住民への伝達方法なんですが、防災行政無線は大雨の際には聞こえにくいと思いますが、どのような対策をとられていますか。

~~~~~

議長（山吹） 西村総務部次長。

~~~~~

総務部次長（西村） 議員御指摘のとおり、大雨の際は聞こえづらいとの御意見もございいますことから、現在、毎月の広報紙、特に去る8月号の広報紙でもお知らせをしたところでございますけれども、防災行政無線の再生ダイヤルを用意いたしておりまして、820-5640、こちらにお電話をいただければ放送内容を24時間以内であれば再度確認することが可能となっております。また、この防災行政無線につきましては、平成8年度に設置、更新をしたものでございまして、既に20年以上が経過しております。設備も老朽化しております。このことに加えまして、現在はアナログ信号による送受信方式でございますけれども、平成34年度以降はデジタル方式しか使えなくなるということがございますことから、本年度、実施設計を行いまして、来年度以降で新たな防災行政無線を更新していく予定としてございます。

その新たな防災行政無線につきましては、現在の屋外放送に加えまして、例えばファクスへの文字情報の自動発信、それから携帯電話等へのメールの自動発信などを検討しようとしているところでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） わかりました。

続いてなんですが、備蓄物資を先ほどお聞きしたんですけど、共助という観点から、自治会単位での備蓄も必要ではないかと思いますが、どのようになっていますか、自治会では。

~~~~~

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） 行政や消防機関等の能力が限界に達する大規模災害時には、ともに助け合う共助が被害を減らす上で極めて重要であると考えております。このため、町におきましては防災機材等を整備する自主防災組織や、防災備蓄品などを購入する自治会等に対する補助制度を設けまして、共助体制の強化を図ってございます。

昨年度、この補助制度の活用によりまして、発電機や非常用トイレ、あるいはブルーシート等を各自治会に購入していただいたところでございまして、こういった防災備品が各自治会に備えられたことは地域防災力の向上につながったのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） 今後ともよろしく願います。

続いて、ちょっと気になっている部分がありまして、避難の規模や期間によっては備蓄物資の関係なんですが民間との協力協定が必要ではないかと思っております。例えば、スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター等との協力協定などはお結びになっていらっしゃるでしょうか。

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） 災害時の協力体制につきましては、現在、消防、警察、自衛隊、それからライフライン事業者、そして医師会等と災害時の応援協定を締結しているところでございます。しかしながら、議員御指摘の食料品、それから日用品を扱う企業、店舗等とは未締結というふうになってございます。想定外の大規模災害によりまして、現在の備蓄食料品等では間に合わない場合も考えられますので、今後、スーパー、あるいはコンビニ等と、そういったところとの災害時応援協定についても検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） 今ので、なるべく早く協定を結んでいただければと思っております。

続いて、もう一つちょっと気になることがあります。台風のようにある程度予測ができる場合と、今回の九州北部豪雨のように、午前中の予報では最大16ミリの雨だったものが、お昼には1時間に100ミリ以上変わったように、予想外の場合があります。そのような予想を超えた豪雨時における学校の対応のほうはどのようになっていますか。子供たちの安全を確保するため、どのような対応をとられていますか。以上、お伺いいたします。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） まず、いかなる場合におきましても、やはり子供たちの安全を最優先に考えた対応をとるということになろうかと思えます。当然、町教委と学校が連携を密にしながらということになりますけれども、具体的に申し上げますと、例えば登校前でありまして、休校等について検討したり、また既に学校に登校した後に天気が急変する可能性がある、あるいはこれから豪雨等が予想されるといったような場合につきましては、授業を早目に打ち切りまして、早目に子供たちを下校させるという対応をとる場合もございます。

このような場合は、特に小学校になろうかと思えますが、集団下校を行いまして、それぞれ各地区担当の教職員がおります。その教職員が同行するという形での対応をとることになろうかと思えます。

また、下校することがかえって危険を招くという場合も想定できるかと思えます。このような場合は、児童・生徒をそのまま学校のほうに待機をさせまして、安全に下校できるまで、できるという判断が下るまでは、学校のほう避難場所ともなっておりますので、学校のほうで身の安全を確保するということになろうかと思えます。このような場合につきましては、保護者とは9割以上の方が登録をしております緊急の情報メールでありますとか、電話連絡等によって、保護者と当然連携をしていくという形になろうかと思えます。

いずれにいたしましても、やはり児童・生徒の安全を最優先に考えた行動をとるとい
うことになろうと思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） 今まで伺った対策が実際の災害時に滞りなくとられ、被害を最小限に抑
えられるよう、我々議員も含め、努力していかなければいけないと思います。何より住
民の命を守ることを第一に考え、いま以上にきめの細かい対策をお願いしたいと思っ
ております。そして、予測不能な被害が起こることは他人事ではないということに住
民の方々にもいま一度認識いただきたいと思い、今回の質問をいたしました。今後も更新さ
れるであろうハザードマップ等、さまざまな情報を住民の方々に周知していただけるよ
う、対策をとっていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

~~~~~

議長（山吹） 以上で竹爪議員の質問を終わります。

続いて、9番、荒瀧議員の発言を許します。荒瀧議員。

~~~~~

9番（荒瀧） 9番、荒瀧でございます。

私は1年前に御質問申し上げました平成32年広島熊野道路無料化、これは町長が御
決断されまして、その方向に進んでおると思っておりますが、いかんせん交通渋滞が相
当予想されます。特に、朝夕の通勤、通学の方、特に住民税をたくさん払っていただ
いている方の御迷惑が大変かかると思います。その対策とその費用、そのあたりもお聞き
しておきたいと思います。

次には、このたび観光交流拠点施設の構想が発表になりました。これは地方創生事業
という一面も当初はありながら、実は単町事業になつとるんかなと。100年記念事業
というような情報も出てまいりますし、このあたりの整理の仕方。いろいろな意味で住
民にとってどんなメリットがあるのかもお聞きしたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

町長（三村） 荒瀧議員の二つの質問のうち、1番目の「広島熊野道路について」の質問は私からお答えし、2番目の「観光交流拠点施設について」の質問は副町長に答弁をさせます。

広島熊野道路は、慢性化していた県道矢野安浦線の交通混雑の解消を目的として、平成2年12月に供用開始された一般有料道路で、現在、1日当たり9,000台程度の利用があり、交通渋滞の緩和に大きく役立っているところでございます。議員御質問の、無料化後の交通状況の想定につきましては、県、関係市町及び道路公社で構成する協議会において試算し、それに基づいて無料化後の円滑な交通を確保するために必要な対策を検討しているところでございます。

詳細につきましては、建設部長に答弁をさせます。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 荒瀧議員の1番目の「広島熊野道路」についての御質問に、詳細にお答えします。

昨年9月定例会において答弁させていただいたとおり、広島熊野道路の無料化に際し、円滑な交通を確保するために必要な対策を講じていただくよう、県及び道路公社に要望していたところ、昨年度に海田大橋入り口付近の渋滞対策が県道路整備計画に盛り込まれるとともに、広島県、広島市、広島県道路公社及び本町で構成される「広島熊野道路の移管に関する協議会」が設置され、本来管理者への適正な移管と移管後の周辺道路の円滑な交通確保に向けた協議を行っているところでございます。

議員御質問の、無料化後の交通状況の想定につきましては、現道の県道矢野安浦線を利用して広島方面に行く流れから、熊野トンネルを利用して行く流れに大きく転換するため、現況の9,000台に対して、無料化後は約2万4,000台になると予想されております。現在、この予想に基づき、渋滞が予測される4カ所の交差点について対策案を検討し、平成32年12月の無料化までに各管理者で対策を実施することで合意を得ているところでございます。

具体的には、トンネル入り口の平谷交差点においては、信号機の表示時間変更と右左折直進のレーン区分の変更、さらには県道呉平谷線からトンネルに左折する際の左折専

用レーンの新設も検討しております。

次に、矢野ニュータウン内の2カ所の交差点につきましては、信号機の表示時間の変更を検討しており、海田大橋入り口の交差点につきましては、信号機の信号表示時間変更及び右左折直進レーン区分の変更を検討しております。同交差点を経由せず、広島熊野道路に続く市道から、左折せずに県道矢野海田線に直接乗り入れられるオンランプについては、事業に着手されております。本町としては、この協議会において、無料化後における円滑な交通が確保できるよう、各道路管理者に必要な施策の実施を要望していきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~  
副町長（内田） 荒滝議員の2番目の「観光交流拠点施設について」の御質問にお答えいたします。

熊野町観光交流拠点整備構想計画書において、観光交流拠点施設は、「筆のまち」としての本町の魅力をより高める施設であるとともに、食や自然といった本町の魅力を町民が体感できる場、観光客と町民とが交流する場として整備を図るものでございます。

公園空間の整備といたしましては、家族連れが多様な遊びのできる芝生広場、高齢者のウォーキングの休憩ポイントとしてのこもれび広場、家族連れでお弁当を食べたり、若者世代がバーベキューのできる小川を活用したせせらぎ広場、子供たちが楽しく遊べる遊具等を配置した冒険の森などを設置することにより、町民が多世代にわたり、楽しみ、安らぎ、交流を深めることができる憩いの場として御利用いただけるものと考えております。屋根付広場の整備も予定しておりまして、フリーマーケットや朝市などの活動に町民が参画し、あるいは利用できるものと考えております。

こうした考えのもと、ハード・ソフト面で公園を整備することにより、町民の生活がより豊かなものになるものと考えております。

加えまして、筆の里工房に接して公園整備を行うことで、筆の里工房の町民利用が図られ、文化的活動の促進といった相乗効果が期待できるとともに、城山の稜線を通り海田総合公園に至るルートの子歩き拠点として好位置にあることから、町民の健康づくりの場としても御利用いただけるものと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） まずは、広島熊野道路の件でございます。いろいろな箇所の御検討をいただいておりますが、最近、鎌倉とか京都とか、軽井沢、これは随分混むものですから、お金を取ろうという動きになっております。これはお金を出してまでも通りたいという人もあるし、お金を払うなら入るまいという方が出てくるんだろうと思うんですが。今のこの県道矢野安浦線はお金を出してでも通りたいという方が9,000人おられるわけですね。非常に国内でも珍しい有料道路でございます。優良な有料道路でございます。

そんな中、この財源。ここはもうめどがたっておるんでしょうか、改良事業の。

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） 無料化後の広島熊野道路についての財源ということでございますけども、これは各道路管理者のほうで支出するというので、今現在の額は確定はしておりません。

以上でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 法律に基づいて無料化という前提はあるんですが、無料化することによって不便になる方、迷惑をかけるというのは大変問題があるかと思うんです。逆に言えば、迷惑をかけるくらいならば有料を延長して、財源を確保した後無料化するという手法のほうが、利用者にとっては正当な考え方じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） 有料道路というものにつきましては、昨年も御説明させていただけたと思うんですが、道路整備特別措置法の原則である道路は無料だという部分の例外部分に当たります。今回、30年の償還が過ぎた後の無料化というふうになっておりますので、基本的には期限が来れば無料というふうになるのが適正な形ではないかと思えます。

また、償還が過ぎてもまだ有料化ということに関しましては、現在、料金のほうが高く使えないという方がいらっしゃいますので、その方がやっぱり使えないというもある程度の損失というふうに考えて、無料化というのを促進したほうがいいのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） ここはいろんな平行線なんですね。定年後のお年寄りの方は、多分日中の暇な時間という表現はあれですが、病院へ行かれたりするのにただのほうがいいと思うんですよ。この議論はもうやめたほうがいいんだろうと思うんですが。ただ、財源を確保するために、財源もないのに無料化するというところで法律を温存するというか、今岩盤規制の時代でございますね。今のように軽井沢、鎌倉というのはわざと料金を取ろうという時代に入ってるわけですね。そんな中でちょっと準備不足ではないでしょうか。

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） 無料化に向けて、今は、先ほど部長のほうも申しましたけども、協議会というのを設けております。その中で無料化に向かって料金所の撤去とか、今まで30年間たっておりますので、整備して後の管理者のほうに移行するということで、ある程度のリフレッシュ等が必要になるかと思うんですけども、それにつきましては協議会の中で協議して、32年までにそれぞれの方針を出すというふうに決めておりますので、その中で議論されるものだと思っております。

以上です。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） この議論はこのぐらいにしたいんですが、32年には済んでおると、こういう整備が、想定される渋滞がね。整備が済んでおるという状態にしてあげないと、今の利用者にとっては悪くなるんですね、道路の利用状態が。ただがいいばかりじゃないですよ。わしは金を払ってでも今までのほうがよかったという声も、朝晩混雑するときには出てまいりますから、そういう住民ニーズも踏まえて、協議会ではしっかり財源確保できるように。町もこれは無料化という発言をした以上、それは法律だというのは言いわけですよ。やはり町民のサービス、住民のサービスを原点にして、不利でないような運営をしていく可能性を持っておる事業でございますので、よくよく御検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） 32年が過ぎたらもう料金所も取っ払いますし、トンネルの中のどの部分になるかわかりませんが、これ行政界が走ってます、行政界、わかりますか。行政界、広島市と熊野町。熊野町の部分は、これはもう一般県道になります。いいですか。

トンネルからこっち、まあそりゃどこにするか決まってませんが、これは市道として、県道として政令都市ですから政令市が管理する。それらの線引きも含めて、どっちにしても県道です。県が責任を持つのか、市が責任を持つのか、それを今決めている段階です。だから、有料道路どうのこうのという概念じゃなくて、もう一般県道になると、矢野安浦線になると思ってください。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） そこは理解をしとるんですが、要は今の有料道路は県道ですが、市の管轄の管理になりますね。

町長（三村） 半分。

9番（荒瀧） だから、市の範囲は。広島市の政令市の範囲は市の管轄になります。熊野の領分は県道ですよ。だから、それは理解しておるんですが、要はこの無料化によって矢野駅前とか、ニュータウンの方々に、要は鎌倉のように、わしは朝出よう思うても車が混雑して出られんよと、これは困るよ、ここを通行料取ろうやというような、御迷惑をかけないような行政手法をとっていただきたいんですが、いかがかということです。

~~~~~

議長（山吹） 町長。

~~~~~

町長（三村） 鎌倉がここへ出てくるのがようわからんのですが、観光地の交通渋滞だろうと思うんです。例えば鎌倉なら鎌倉、京都駅前。その交通渋滞と生活道路の交通渋滞は全然概念が違いますので、それはこれまで私は議論できんと思うんですが。

~~~~~

議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~

9番（荒瀧） そこは少し議論をしてみたいと思うんですが、要は矢野駅前に送り迎えがしたい。あそこに到達したい。要は観光地に行きたい、目的がそこにあるわけですよ。そのために周辺の方に御迷惑をかけるんですね、住民の方に。これは共通点だと思いますが、いかがですか。

~~~~~

議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~

副町長（内田） 今の御質問なんですけど、町長が答えさせていただいたのは、観光地における交通渋滞。生活交通の上での交通渋滞とは若干違うのではなかろうかと。また、実際に熊野町の方たちが矢野の駅に行って、そこから汽車に乗りかえられて行かれるというのは、通常の形の生活の渋滞であるために、それについては大きな変動とかいう形はないと思いますけど、今の観光地というがために確かに多いところについては鎌倉のほうではそういう形の観光に対する目的税じゃないですが、そういう形で来ていただくんだったらそういう形の税金を取ってもいいんじゃないだろうかという形で、それがまた地域の中に反映されると。それに対して生活道に対してそれをつけるということは、やはり違うんだろうと。

先ほど建設部次長が答えましたように、本来であれば道というのは多くの方たちが生活をするためにある道であって、それは無料で通るべきものであって、という形の観点で考えていかなきゃいけない。

だから、そうした形の中で、今回、トンネルは確かに30年前には有料ということで、これは熊野町にとって有料であったとしても道をつけたいという目的の中でつけた道でございますんで、そういった形で30年の期限で目的を達成しよう。熊野トンネルはそういった形の中では多くの利用者をいただきまして、実際には大きな赤字に転じることもなく、そういう形の目的も達成したんじゃないかなと思うんですけど、今の中で観光地とちょっと一般生活道をちょっと論じるのは一つ難しい問題であるというのが、町長の中での発言はそういった形だと思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~

9番（荒瀧） ちょっと私の説明が足らなかったんだと思うんですね。鎌倉の生活してらっしゃる方が、自分の前の道路、他人が通るわけです、目的を持って。大仏さんを見に行くんかどうかわかりませんが。ただ、その生活をしとる人が、自分の車を出そうと思っても出んのよ、混雑して、よそのもんが来てから。ということは、矢野駅周辺の一戸建ての家、マンションの家、今から車で出ようと思ったら、あそこの前混みあげて出らりゃせん。今までの生活、全然狂うてきたわいと。今度、熊野のもんも、あそこまで行こう思うて今まで30分で行きよったんが40分も1時間も読めんようになるわと。これは大変な意味での交流の障害になるように、私はそういう説明ですが、わかっていただけますか。

~~~~~

議長（山吹） 貞永建設部次長。

~~~~~

建設部次長（貞永） 先ほどの協議会のほうで検討してるということでございましたが、その中の資料として、無料化後の熊野トンネル及びその下の通行量の推定というのが出ております。平成26年の交通量調査では、日量平均8,700台ということでしたけど、先ほど町長が申しましたが、平成28年度には9,000台、無料化後につきまし

ては、広島熊野道路部分が約8,200台から約2万4,000台ということで、2.9倍に。矢野ニュータウン、下側、議員言われる交差点のところでございますけども、そこにつきましては今約3万1,000台から3万9,000台ということで、1.3倍ということになっております。海田大橋入り口交差点につきましては、2万7,000台から2万9,000台の約1.1倍にふえるという推計をしております。

議員御指摘の交差点でございますけども、28年度における朝の交通量、交差点の渋滞状況、交差点利用率というものがあまして、これが0.671というふうになっております。1を超えますと対策が必要であろうというふうになっておりますけども、平成33年度の推定におきましては0.850。朝、今の現在の信号のままであったときに0.850で、先ほど部長のほうで申しましたけども、信号の時間の変更というのを行いましたときに、少し0.852という形で1を下回っておりますので、さほど大きな渋滞というのは発生することは見込んでおりません。

以上でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 前提条件次第だと思うんですが、最近読みました本に量子コンピュータというのがありまして、最先端の渋滞解消をするコンピュータが、日本人が考えたのがあります。道路公社も含めて、県知事さんなんか随分こういうのは興味があるかもわかりません。社会実験をする意味で、量子コンピュータをもって今の数値を入れながら、本当にそういうシミュレーションになるのかどうか。

そうは言いつつも、言いわけになるんよ、混み出したら。同じような状況が、雨の日もあるし、雪の日もあるでしょうよ。だから、いずれにしても目的は、熊野住民の方が矢野駅まで予定の時間で毎日通えると。熊野に来られる観光客の方も定時制で入ってこれると。このためにどうやったらええかと。有料を解除することによって、プラス要素もあるでしょうけどマイナス要素はないかと。必ずあるんです。これを一つ一つ解決していくということが大事でございますので、これは今までの事例は後手後手です。やりながら混むけえ直そう、直そうと。こういうやり方ですと、町もよくならないと。

だから、私が御提案したのは、有料のお金をもってオンランプいうんですか、交差点改良のお金にも投資して、どんどん国にも県にも、このお金も使ってやろうでという、

やっぱりリーダーシップを熊野は、広熊道路のある意味では発議者です。お願い、陳情した主体ですよ。だから、主体者が陳情して、ほかの要素もあったんですよ、あれ。400兆円のアメリカからの外圧で、一気に飛行場、日本中につくった。その圧力もあったんですが、当事者である熊野が念願のあの道路。150年の念願ですよ、これは。100周年どころじゃないですよ。近代のこの工業化と自動車社会に入った明治以降。とにかく木炭車も含めてまともな道路が欲しかったんですよ。その念願がかなった道路ですから、大事にお使いいただきたいと、私はお願いして、まず第1点は終わりたいと思います。

観光交流拠点の件でございます。少し忘れましてので、整理させていただきますと、これは単町事業、ふるさと創生、地方創生事業ではないんですよ。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 答弁の中にもさせていただきましたように、公園事業でございます、公園ということになってきますと、補助があるということになります。といった形で、その内容によってはちょっと若干違うんですけど、おおむね4割程度の補助がいただけるものとして、今補助申請もしている段階でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 町民の方にも、ふるさと創生事業、町長が選挙のときにも御準備された資料にも載っておるんですが、地方創生で公園の整備をするというようなものも配ってらっしゃるし、あの公園が地方創生の事業なのかどうなのか、勘違いされてらっしゃる方がいます。

熊野もふるさと、地方創生事業を申請したんですが、案が通らんかったですよ。今度、私は総務委員会におりますので、工房あたり何とかしたいという町長の前々からの願いは耳に入れておりましたので、いろいろなことをコンサルに頼まれて、今このペーパーができてきたものと思いますが、いかがですか。間違いはないですか。

議長（山吹） 岩田総務部長。

総務部長（岩田） 確かに、筆の里工房は20数年前にふるさと創生という事業を起爆剤にするということで、地域活性化の起爆剤にするということでスタートした、御承知のとおりでありまして、以来、あそこを観光とか地域活性化の拠点として活用していくというのは、共通認識であったかというふうに思います。

その上でお答えいたしますけども、地方創生というのは、恐らく国がつくった政策の名前なんですよ。地方を活性化させて基礎自治体が元気になろうと。それで最後には国が元気になろうというのが地方創生だと思います。そういった意味で言えば、うちがそこに整備をするのはまさに熊野町の活性化を目指すものでありますので、地方創生の概念が全くないということはないというふうに思います。

ただ、残念なことに、地方創生の交付金を活用しようとしたけども、事業内容は私は十分通ったと思いますけども、例えば先駆性があるかとか、よそに秀でて優位性があるかという面でちょっと若干採択が落ちちゃったんですけども、ただステージを整備するためにはその他の手法も当然あわせて検討していった中に、同様なもんが公園整備計画でも実現できるというふうに思ってますので、今回は公園整備で、補助率もほぼ同じようなもので整備ができるというふうに考えたところでございます。地方創生の考え方は、あの中に含まれているというふうに考えております。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 一部の議員さんも一生懸命土地のほうも動いていらっしゃるのも耳に入っておりますし、決してはしごを外そうとしておるわけじゃないですよ。成功していたきたいと思ってます。

実は、去年の12月の答弁、グラウンド整備に話の中で、グラウンドゴルフ場を3面つくるという話が、新聞発表がありましたよね。次の日には却下になったんですよ。だから、何か自信がないものがあるのかなと。

工房の一番のネックは、あれだけの施設、今までトータル1億余りを毎年運営費で投資しながら、最初の年からすると40億、50億ぐらいかけとるんだらうと思うんですね。でも、町民の方がなかなか来てくださるのじゃと思うんですよ。工房に来られて

いる来場者の特性をちょっと把握されてる範囲で教えてもらえませんかね。社会見学の方とか、町内の方、町外の方、来場者。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 工房における来館者数というので、確かに町内の方は少ないと、先ほどからお話がありましたが、町内の方が約9,000人。これは平成27年度でございます。県内という形の中で約3万8,700人。県外者が1万2,000人。別個に外国の方が約200人程度ですね。全体で約6万人程度ということになりますけども、ちょっと若干数字の今読み上げたものからちょっと違うかわかりませんが、大体6万人に対しての割合はそういった形でおいでいただいておりますというのが現状でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 私も時々、1回のイベントには1回必ず見に行くようにしております。私みたいな男ですから、どこから来られましたかと聞きます。この間はニコニコ動画というのがありまして、下関から家族で来まして、親は広島市内を見ておられますと。若い人は、私はここを見に来ておりましたと。やっぱり全然私が今まで感じたマーケットとは違う客種の方が来られてましたよ。

ある人がいわく、四国でやられたときには5,000人集められたと。相当な大きな固まりとしては来客が求められないんですが、でもこういう時代でございます。小さな風をどんどん巻き込みながら、やっぱりあそこで過ごすことによって感動を覚えていただくと。よかったですかと言うたら、やあよかったですよという声も確かにある。ただ、どんどんどんどん競合がふえてきますね。西条の美術館もよくなります。同じような展示ばかりになると、やっぱり新規めがないというか、新鮮味がなくなる。

だから、今まで大変努力されて6万人を維持されたと。それぞれ見解の差はあるかもわかりませんが、最初はおそこも公園整備をされるのを私は聞いております。なぜかと。工房にどれだけ人が来るか自信がなかったんです。面的に整備しようとされた。ただ、ある方の農地が手に入らなかったんですよ。このたびは手に入りました。ある方がまとめられました。去年の秋に、農業委員会、3条で申請が出ております。3条というのは

わかりますか、穂坂さん。3条申請はどういう申請ですか。

(何か言う者あり)

議長(山吹) 荒瀧議員。

9番(荒瀧) 下準備しとらんもんですから、私が言やええんです。3条というのは農業をするためにその農地を買うよという申請なんです。4条、5条と申請がありますね。この方にもそれなりの話がついておるんだらうとは思いますが、そんな流れの中で、いかにしてこれを成功に導くかという。

やはり町の長期計画の中にも、工房ができて以来、あの場所は重点な場所に変わりました。熊野というのはやはり便利がいいようで、逆に言えば地元の方が、地元はあんまり休みには動かせないと。やっぱり周りのもっと魅力的なところに行かれる。これが現実問題だと思っんですね。

だから、今の工房はそこにあって、特に筆屋さんは大いに活用されてらっしゃる施設だと思います。町外から来られたお客様は、あそこを見せられたら筆の歴史からもろもろ見えてくると。それプラス、いろんな作家であり、芸術鑑賞もできると。筆づくりもできると。こういう構想の中で、上の公園、広場。これを今言われた構想でどのぐらいの来場者を想定されますか。

議長(山吹) 内田副町長。

副町長(内田) 公園とあわせて工房のほうが約15万人。現在は実は大体7万人ぐらいで推計しよったんですけど、建物も古くなってきてる。また、中の事業についても、今各種、先ほどからお話がありますように、他の自治体の美術館等もいろんな形の企画をされ出して、そういった形の中でいろんな分散をされてきたということも含んで、熊野町の筆の里工房のほうの入りも少なくなってきたということも現状の中にあります。

そうした中で、15万人を超える、20万人という形のたしか目標というのもあったと思っんですけど、そういった形の中を目指して今現在、整備を進めていきたいというところがございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） ほんとすばらしい数字だと思います。これは大変簡単には達成できない。たまたま私もレストランなんかを時々利用しに行くんですが、多いときには多いんですよ。でも普通の日は何古鳥が鳴きよりますよ。私も弁当配達をしながら土曜日に見にいたり、日曜日に見にいたりするんですが、本当に少ないときには少ない。

今のいう農業の物産を売られたりするときには、若い人も含めて、リサイクルも含めて寄ってらっしゃいます。だから、非常にでこひちがある中で、安定的に15万人ということは年間に、年間でしょう。1カ月ではないでしょうからね。中身を十分に検証いただいて。

鈴木敏夫さんというすごくセンスがある方が今入ってこられてるじゃないですか。プロデューサーというのはやっぱり物事は要るんですね。宮崎駿さんという方は職人さんです。この人を世に出すためにはプロデューサーがいるんです、何事にも。そのためにもそういう方々の知恵をかりていただいて、できるだけ熊野の魅力はどこにあるかというのを、逆に言えば、今から当然国交省なんかにも行かれるんだらうと思うんですよ。あそこには観光庁もありますから、いろいろノウハウを持ってらっしゃる方が長官クラスに今座ってらっしゃいます、民間から入ってらっしゃいます。どんどんマーケット調査をいただいて、100%達成できるように努力いただきたいということと。

今、国への事業のレベルとしてはどのあたりまで行ってらっしゃいますか。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 補助金のほうにつきましては、現在、事前審査という形の中で提出をさせていただき、この年末までに本申請という形で提出をさせていただく予定となっております。

以上でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 内容の審査というのは進んでおるんですか。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 内容も当然こういう形のものをつくりますと。これは議会のほうにお示ししているような形のものと同じ形の内容になりますが、そういった形の中で、公園事業のほうの事業採択をしていただきたいということで提出をしておりますんで、国のほうにおいても、工房の上に何をつくるかというのはよく御承知のとおりだと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） じゃあ、議会の役目とすれば、その事業が決定して、あとは事業の議決という段階を待つわけですね。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） その折にはよろしく願います。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 最後、実は時光議員が質問された件、災害、土石流の問題ですね。あの谷は必ず流れとる谷なんです。だから、それはこの場所は第一小学校区の災害、例の県の調査まで待たれずに、もうこの事業をされる段階からされて、砂防ダムであり、何かもつくっておきませんと、昭和20年の水害のようなものが来ましたら、熊野全部流れます、安全なところは一つもないですからね。

そういう意味で、セルフ、ヘルプというのが明治の最初の随分読み物になったようでございます。みずからが助けるといふ原点に返って頑張っていきたいと。私ども議会もチェックもしますが、やはり成功していただかなくちゃいけないので、中身をもっともっと濃く魂を入れてくださいませ。よろしく願います。

議長（山吹） 以上で荒瀧議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

（休憩 14時48分）

（再開 15時10分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番、民法議員の発言を許します。民法議員。

8番（民法） 最後の質問となりました。よろしくお願いいたします。

8番、民法でございます。

今回、私は筆の里工房隣接の坂面大池の管理及び整備について御質問いたします。

まず1点目でございますが、坂面大池の管理義務の内容と経緯についてでございます。一般的に農業用ため池の管理は所有者が行うものと思いますが、坂面大池については、平成15年から熊野町が管理していると聞いております。池本体や水管理など、町はどのように管理義務があるのか、お尋ねいたします。

2点目、坂面大池部分の公園整備についてでございます。平成28年から熊野町の観光を考える会が中心となり、筆まつりの名物になることを願って、堤の外側の南面や内側の東面にヒガンバナ球根8,000個を植えております。町が進める熊野町観光交流拠点整備構想計画にあわせて坂面大池部分も重要な散策ルートとして整備し、計画的に植栽管理することで、町民に身近な憩いの場としてPRすべきと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

以上、2点、よろしくお願いいたします。

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

町長（三村） 民法議員の二つの御質問、「筆の里工房隣接の坂面大池管理について」と「坂面大池部分の公園整備について」の御質問にお答えします。

1番目の筆の里工房隣接の坂面大池管理についてでございますが、筆の里工房の南側

に隣接する坂面大池は、ため池周辺の管理道を遊歩道として整備し、町民のみならず工房来訪者等に広く親しんでいただいているところでございます。議員御質問の、管理義務内容と経緯につきましては、平成6年度から実施した整備事業により、遊歩道の整備とサツキの植樹を行うとともに、ため池の管理について管理者との協議を行ったところでございます。

詳細につきましては、建設部長に答弁をさせます。

次に、2番目の坂面大池部分の公園整備についてでございますが、筆の里工房周辺における観光交流拠点は、「筆のまち」としての本町の魅力を高めるとともに、自然などの魅力を体感できる場として整備を図ることとしております。

坂面大池は、筆の里工房から南方向の眺望において、工房の庭と、その背景である町並みと山々の連なりといった、自然豊かな借景とを結びつける上で重要な風景の一部をなすとともに、訪れる人々に安らぎを与える貴重な空間であります。このため、ため池の改修工事において、水に親しめる環境などを整備したところであり、池の周囲を利用し、筆まつりの大作席書作品の石碑を設置するなど、観光交流拠点化に向けた取り組みも行っております。また、御質問にございますように、ヒガンバナの植栽も住民の皆様との協働活動により行われており、感謝をいたしているところでございます。

今後も、農業用ため池という坂面大池本来の機能を損なうことがないように留意しつつ、景観を生かした観光振興の取り組みとして、一体的な整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） 民法議員の1番目の「筆の里工房隣接の坂面大池管理について」の御質問に、詳細にお答えします。

まず、坂面大池の経緯につきましては、平成6年度から平成10年度までに県直営の堤体工事が施工され、引き続きまして国・県補助を受け、町の団体営水環境整備事業として遊歩道の整備とサツキの植樹を行いました。

次に、坂面大池の町が管理する面積につきましては約2,000平方メートルで、6月と9月の年2回、堤体の草刈りを行うとともに、工房内用水路の泥上げを行っており、

これらの年間予算としては約130万円でございます。

次に、堤体の見回り、樋などの点検や管理などにつきましては、昨年4月に地元水管理者との協議で維持管理規程を制定し、ため池堤体、筆の里工房内の用水路、椎川からの取水口及び樋の維持管理は町が、ため池の水利、椎川からの取水口水門の開閉と樋の開閉は地元水管理者が行うこととされました。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 民法議員。

~~~~~  
8番（民法） 詳細に御答弁いただきましてありがとうございました。

まず、坂面大池の管理のことなんですが、ことし町制100周年を目指して28年度から4,000個ほどの、8,000ですか、ヒガンバナの球根を植えております。これは、観光を考える会は商工会が中心となりできた組織でございます。このたび女性会及び隊友会とか、地域住民の榊山団地の住民とか、中学生の部活をする生徒など約100名ぐらい参加していただきまして、大がかりに球根を植えたわけでございます。

そこで、まず思いついたのは、雨水が、堤の外側の南がちょっと排水がうまくいってないか、土砂で流れてちょっとでこぼこになってるようなところがございます。そういったところもこれから整備をしていただきたい。また、堤の排水を池側に集中させるというような対策を考えてはどうかと思うんですが、そこらをちょっと聞かせていただきたいと思います。

~~~~~  
議長（山吹） 貞永建設部次長。

~~~~~  
建設部次長（貞永） まず、堤体のほうがでこぼこになったということでございますけれども、これにつきましては、現状を確認させていただいて、適切な法面の補修とか、排水溝の清掃などをさせていただきたいと思います。

それと、堤の排水を池側のほうにということではございますが、現在でも、初期には堤の上部の分については池側のほうに排水するような構造にはなっていたんですけども、長年の時間の経過によってつぶれてしまったということではないかというように思いますので、そちらのほうも機能を回復させるように修繕等を考えていきたいというふうに

思っております。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） 一つよく見ていただきたいと思います。外の排水溝が土砂で埋まって機能不能になっているのではなからうかと思えますんで、その点。きのう、けさ方もかなりの大雨が降って、球根が流れてはないか心配しよんですが、根づくまでちょっと時間がかかりますんで、その点、一つよろしく願いいたします。

それと、もう1点は、豪雨災害の際の管理責任、そしてまた管理体制はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） まず、豪雨災害時の管理責任ということにつきましては、万が一、災害が発生した場合には、坂面受迫の地元水管理者と坂面大池の堤体の日常管理を行っております町とが連携して責任を負うのではないかというふうに考えております。

それと、災害時の体制ということになりますと、先ほど部長が申し上げました維持管理規程というものが昨年制定されたわけなんですけども、その中では町の定める地域防災計画に準じて、豪雨、洪水、震度4以上の地震時などの異常気象時には、それぞれが適切に行うことということで、町と地元水管理者それぞれが適切なことを行うように決められております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） どうもありがとうございます。

坂面大池は熊野町で一番大きなため池でございます。堤が決壊するようなことはまずないと思うんですが、もしあるとすれば大きな影響が出ると予測されますので、しっかりと維持管理をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、公園整備についてでございますが、植栽したサツキ、藤などが伸び放題になっているようでございます。また、堤の上にはでこぼこといったところどころ目立ち、水たまりの箇所もあるようでございます。池周辺をジョギングやウォーキングができるように、上部を透水性ゴムチップ舗装などを考えてみたらどうかと思うんですが、その点いかがでございますか。

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） 議員御提案の堤の上部舗装ということではございますけども、これにつきましては多大な費用が生じるということでございますので、今後、池の散策路という性質上、散策とジョギングというのが同時にした場合に、安全性というのにも考えながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） 費用がかかるということで、サツキや藤とかいう、剪定というのは一度もやられたことはないんですか。

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） 町のほうでサツキにつきましてはちょっと剪定ということは行っておりませんけども、ちょっと先般でしたか、やっぱりちょっと現在の状況を見て、自分の中で手入れをしたいという方の申し出がありましたので、そちらのほうの協力が得られれば適正に管理していただければお任せしようかなということも考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） 一つよろしく願います。

それと、ここは散歩というか、これから日が短くなりますと、夕方の5時ごろいうたら真っ暗になります。ここは結構近所の人とか散歩される方が、とにかく暗くて危ないと。街灯というか、足元でも照らすような街灯でもつけていただけんかというような話もあるんですが、これから筆の里工房の開発等にあわせて、そこらあたりも検討されてみてはどうかと思うんですが、いかがでございますか。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） 坂面大池の堤体を利用した遊歩道に照明をとということだろうと思います。実際に、冬場とか早く日が落ちて暗くなった状況でも、遊歩道利用者は見られるようでございます。一般的に町内に立っておる防犯灯みたいなものではちょっと景観上よろしくない面もありますんで、フットライト的なものを考えてみたいと思っておるところでございます。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 民法議員。

~~~~~

8番（民法） 一つよろしく願いいたします。そうですね、街灯をつけたらたまり場になるとか、いろいろ言われる方もおられますし、よし悪しではないかとも思うんですが、一つ夕方の時間というか、時間的につけられるのであればそういったものができれば一つお願いしたいと思います。

それと、最後に1点なんですが、ことしは草刈りの時期が筆の里工房の行事にあわせて早かったとお聞きいたしました。我々が観光を考える会は、毎年9月の半ばというか、10日前後ですか、草を刈る時期は。先ほどの答弁では6月と9月に2回ほど草刈りをするという答弁でございましたが、来年、これから筆まつりの前にあわせていった時期は、ことしのように8月の盆過ぎて9月の頭ぐらいまでに草を刈っていただければ、草を刈らんでもええというたら失礼なんですが、これからの計画はどのようにお考えかどうか、お聞きしたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） 議員御指摘のとおり、今年度の草刈りにつきましては8月27日の工場の駐車場でのイベントがあるということで、早目に草刈りをしてほしいということで、早目に着手したわけでございますけども、来年度につきましては、例年の9月というふうに考えておりますので、そのときにまた関係者等でよく調整をして行っていきたいと思います。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） 一つ草を刈る時期が決まったら早目に言っていただきたいと思います。9月に入って遅めに刈ったら、ヒガンバナの芽が出てきますので、それを飛ばされたら咲く花も咲かんのので、そのあたり一つよろしくお願いしたいと思います。

10日後ぐらいですか、筆まつりが近くなってまいりました。多くの観光客が榊山神社からこの坂面大池を經由して筆の里工房へ訪れると思います。散策する人が気持ちよく、また雨が降っても歩きやすいように改修し、熊野町の観光名物の一つとなるような計画・整備をこれからも一つお願いしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山吹） 以上で民法議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

これより日程第5、報告第3号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

町長（三村） 報告第3号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書につきまして、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の4指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、当町の全ての会計が黒字となり、赤字額が存在しませんので比率は算定されません。実質公債費比率は8.1%、将来負担比率は7.4%でございます。

また、次に公営企業の資金不足比率につきましては、当町の水道事業、下水道事業ともに資金不足額はございませんので、この比率についても算定されません。

以上、いずれの指標も財政健全化団体、財政再生団体としての基準を下回っていることから、当町の財政状況は良好な状態にあると認めていただいております。

ここに監査委員の意見をつけて、御報告申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で、報告を終わります。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第6、報告第4号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第4号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況につきまして御説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、経営状況を説明するものでございまして、お手元にお配りしております別紙のとおりでございます。

概要といたしましては、まず平成29年度の事業計画では、「天野喜孝展 想像を超えた世界」、それから「スズキコージ 『ズキンドーム』展」、そして「スタジオジブリ鈴木敏夫 言葉の魔法展」、また「桑田笹舟展 かなの世界～平安から現代への挑戦」などの展示事業を初めとする各事業の内容並びに収支予算を掲載しております。

次に、平成28年度の事業報告では、町が委託している指定管理等の執行状況のほか、「刻字とともに 安達春汀展」、「この男がジブリを支えた 近藤喜文展」、「SUMIの輝き 黒の表現者たち」、「さくらももこの世界展」などの事業報告に続き、14ページ以降に、非営利事業、熊野筆ブランド推進事業の決算関係の資料を掲載しております。

経営状況でございますが、非営利事業の経常収益が1億7,319万4,567円、経常費用が1億5,392万1,370円となっております。

以上で、提出いたしました経営状況を説明する書類の説明を終わります。

~~~~~

議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第7、議案第42号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第42号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

連携中枢都市圏制度は、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するために、中核市など一定の要件を満たす連携中枢都市が近隣市町と連携協約を締結することにより、圏域を形成し、各種施策に連携して取り組む制度でございます。本町を含む、広島中央地域連携中枢都市圏域8市町による連携中枢都市圏を形成するため、呉市と連携協約の締結に関する協議を行うことについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 呉市と連携を予定している事業の中に、この火葬場の広域利用などについては、呉市内の火葬場について圏域住民が使用する際の使用料を呉市住民と同額まで引き下げし、差額分について取り扱いの検討ということで、熊野町民にとってはメリットがあるのかなと思うんですけども、このスポーツ施設の相互利用について、この使

用料に関してはどのようになるのか教えてください。

議長（山吹） 西川企画担当課長。

企画担当課長（西川） スポーツ施設の相互利用、スポーツ情報の発信ということになるかと思いますが、圏域内でスポーツ施設の補完的相互利用を周知促進していくこととかを今検討しているところでございます。具体的にまだ幾らに、利用料をどうするかというところまではまだちょっと決定してないんですけれども、今から詰めていくということになります。

以上でございます。

議長（山吹） いいですか。ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第42号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第42号については原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第8、議案第43号、熊野町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第43号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年度の税制改正により、

地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布、翌4月1日に施行されたことに伴う税条例の改正でございます。

改正内容は、地方税法等の改正に伴う配偶者の控除の名称が、控除対象配偶者から同生計配偶者に変更されたことによる字句の修正などでございます。施行期日につきましては、平成31年1月1日からの施行でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第43号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第43号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第9、議案第44号、熊野町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第44号、熊野町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案につきましては、本年7月に、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則が改正されたことに伴い、引用しております条項にずれが生じたため、所要の変更を行うものでございます。主な変更といたしましては、公営住宅法施行令の規程に新しく高額所得者の認定基準を各事業主体の

条例で変更することができる条項が追加され、以降の条項にずれが生じたことなどがございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第44号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第44号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 15時44分）

（再開 15時45分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第10、議案第45号、平成29年度熊野町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第45号につきまして、御説明を申し上げます。

平成29年度熊野町一般会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億2,978万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億4,466万円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） それでは、議案第45号、平成29年度熊野町一般会計補正予算（第2号）案について、その主な内容を説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、12ページをお開きいただきたいと思います。

8款 地方特例交付金におきましては、減収補てん特例交付金が151万6,000円の増額でございます。

9款 地方交付税におきましては、平成29年度の基準財政収入額と基準財政需要額が確定したことにより、普通交付税が1億2,618万3,000円の増額となります。

11款 分担金及び負担金の負担金では、農林水産業費負担金において、町内で発生した小規模な災害復旧のための地元負担金10万円の増額でございます。

その下、13款 国庫支出金の国庫補助金では、民生費補助金において、放課後児童健全育成事業の増額に伴う子ども・子育て支援交付金17万1,000円の増額となっております。

続きまして、14款 県支出金の県負担金では、民生費負担金において、平成28年度精算による介護保険料軽減負担金の不足額1万3,000円の増額でございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

県補助金では、平成28年度精算による福祉医療費公費負担事業費補助金の不足額9万円、放課後児童健全育成事業の増額に伴う子ども・子育て支援交付金17万1,000円の増額でございます。

17款 繰入金の特別会計繰入金では、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計の平成28年度における一般会計繰入金の精算に伴う返還金として、合計で823万4,000円を計上するものでございます。

基金繰入金は、歳入歳出見込みに基づき収支均衡を図るため、財政調整基金繰入金を1億6,621万2,000円減額するものでございます。

筆の里づくり基金繰入金は、熊野筆事業協同組合補助金の増額に伴い19万5,000円を増額するものでございます。

次に16ページをお開きください。

18款 繰越金につきましては、前年度繰越金として1億3,167万7,000円を計上するものでございます。

19款 諸収入の受託事業収入は、県道矢野安浦線の拡幅工事に伴う防災行政無線柱の移転工事に対する県からの補償金126万2,000円の増額でございます。

雑入は、932万8,000円の増額でございます。主な内容につきましては、宝くじコミュニティ助成金600万円、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金196万6,000円の増額でございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

20款 町債は、都市再生整備計画事業に係る公共事業等債350万円の増額、臨時財政対策債では、発行可能額の決定により1,356万1,000円の増額でございます。

次に、歳出について内容を御説明させていただきます。

20ページをお開きください。

2款 総務費ですが、総務管理費の一般管理費では、人事管理事業において、職員健康診断業務委託料として15万6,000円、庁舎維持管理事業において、庁舎修繕に要する経費として177万6,000円を増額しております。

財産管理費では、川角地区町有地の測量、補修工事等に要する経費として148万3,000円を増額しております。

次に、企画費の地域振興費では、呉地老人集会所床修繕工事に対する補助金として13万1,000円を増額しております。

22ページをお開きください。

3款 民生費ですが、社会福祉費の社会福祉総務費では、西部ふれあい広場第二期整備工事に要する経費として800万円の増額、福祉医療費では、平成28年度精算に伴う返還金238万6,000円、介護保険費では、地域支援事業の繰出金332万6,000円、後期高齢者医療費では、平成28年度精算に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金929万3,000円を計上しております。

次の児童福祉費ですが、児童福祉施設費では、厚生年金及び健康保険の短時間労働者への適用拡大により、児童クラブ支援員等の対象者が増となったことに伴い109万8,000円を増額しております。

24ページをお開きください。

4款 衛生費ですが、保健衛生費の保健衛生総務費では、臨時職員通勤手当14万円

の増額でございます。

続いて、公害対策費では、二酸化炭素排出抑制対策事業に要する費用として206万5,000円を増額しております。

5款 農林水産業費ですが、農業費の農地費では、水路の小規模災害復旧に要する経費200万円を増額しております。

続く26ページの6款 商工費ですが、商工費の商工振興費では、商工振興事業において、くまの産業団地の企業立地奨励金等で149万8,000円を増額しております。

続いて、7款 土木費ですが、道路橋梁費の道路橋梁総務費では、臨時職員賃金改定による増額及び県営道路等改良事業地元負担金583万3,000円を増額しております。

道路新設改良費では、補償工事の追加等に伴う経費は増額ではございますが、優先的に実施してありました宅地前道路側溝区間の完了により57万9,000円を減額しております。

28ページの都市計画費の都市計画総務費では、子育て世代「住むならくまの」応援事業において、平成25年度から28年度の助成金申請者を対象に行うアンケート調査に要する経費3万7,000円を増額しております。

公園費では、筆の里工房周辺整備に必要な保安林内作業許可申請書作成業務に要する経費54万円を増額するものでございます。

続いて、地籍調査費では、土地情報システムのデータ異動修正に要する経費49万7,000円を増額しております。

30ページの8款 消防費ですが、消防費の消防施設費では、出来庭樋ヶ迫及び初神湧田地区の消火栓新設負担金100万円、水防費では、交流広場整備工事設計変更及び県道矢野安浦線拡幅工事に伴う防災行政無線柱の移設工事に要する経費440万2,000円を増額しております。

続いて、9款 教育費ですが、教育総務費の事務局費では、職員の病気休暇の対応に係る時間外手当95万2,000円、学校給食費では、保護者負担金の徴収事務に係る時間外手当8万円を増額しております。

32ページの社会教育費の社会教育総務費では、「くまどく」事業周知のための絵本ライブ実施に要する経費及び臨時職員賃金等の281万2,000円を増額しております。

続いて、公民館費では、くまの・みらい交流館東屋設置工事の執行残 1 1 4 万円を減額しております。

3 4 ページをお願いいたします。

3 4 ページの図書館費では、厚生年金及び健康保険の短時間労働者への適用拡大に伴い、現行運用確保のための司書及び臨時職員の新規雇用等に要する経費 3 9 5 万 6 , 0 0 0 円を増額しております。

1 2 款 諸支出金の基金費は、7 , 7 9 8 万 2 , 0 0 0 円を増額するものでございます。内容の主なものは、地方財政法に基づき、前年度繰越金の 2 分の 1 の額に相当する 6 , 5 8 4 万円を財政調整基金に、平成 2 8 年度分のコーポラス熊野の収支差額 6 3 0 万 3 , 0 0 0 円を公共施設等整備基金に、5 8 3 万 9 , 0 0 0 円を筆の里づくり基金にそれぞれ積み立てるものでございます。

最後に 6 ページに戻っていただきたいと思えます。

6 ページの第 2 表の地方債補正ですが、公共事業等債の限度額を 7 , 8 1 0 万円から 8 , 1 6 0 万円に、臨時財政対策債の限度額を 3 億 3 , 4 1 0 万 8 , 0 0 0 円から 3 億 4 , 7 6 6 万 9 , 0 0 0 円に変更するものでございます。

説明は、以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~  
1 2 番（山野） ちょっと早くてよくわからなかったんですけども、2 5 ページにおきまして、委託料のところでは二酸化炭素排出抑制対策事業委託料というのが 2 0 6 万 5 , 0 0 0 円と出てるんですけど、この事業の内容を教えてくださいたいと思えます。

というのと、もう一つは 2 7 ページにおきまして商工振興事業におけるくまの産業団地の企業立地奨励金というものの説明もちょっとしていただきたいと思えます。

それと、もう一つ、3 3 ページにあります公民館の一般事業で 1 1 4 万円の東屋の工事執行残ですけども、この中で言うていいのかわからないんですけど、みらい館における公民館の会議室のひび割れというのがかなりあったんですけど、それに対する説明をちょっといただきたいと思えます。

議長（山吹） 堂森生活環境課長。

生活環境課長（堂森） 二酸化炭素排出抑制対策事業について説明させていただきます。

これは平成27年12月、地球温暖化対策の新しい国際枠組み「パリ協定」がCOP21で採択されまして、これによって、世界共通の目標として世界の平均気温上昇を2度未満に押さえること、今世紀後半に温室効果ガス排出を実質ゼロにすることが示されております。

これに伴いまして、日本政府で2030年までに対2013年比で温室効果ガス排出量の26%削減することを掲げ、目標達成のため具体的な行動として、省エネ、低酸素型の製品、サービス、行動など、温暖化対策に資するものに快適な暮らしにつながる、いわゆるクールチョイス（賢い選択）というものを国民一丸で推進するよう呼びかけております。

これに伴いまして、これらを浸透させていく、末端地域住民に浸透させていくという事業でございまして、環境省の補助事業でこういったものを、リーフレットであったり、パネル展示であったりといったものを企画しまして、末端住民に浸透させていこうとする事業でございまして。これは環境省の間接補助となりますけれども、10分の10の事業で、補助でやっていきたいと考えております。

以上です。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） くまの産業団地企業立地奨励金でございまして。操業開始後、固定資産税が課税されました年度から5年度の間、固定資産税の納付額と同額を助成するというものでございまして。対象企業でございまして株式会社ニッポー及び株式会社ロジコムにつきまして、当初予算におきまして計上してはございましたが、土地家屋及び償却資産の固定資産税が4月に確定いたしましたので、今回、補正対応をさせていただくものでございまして。

以上です。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 西公民館のひび割れでございますけれども、調査をいたしましたところ、コンクリートの伸縮によるひび割れでございます。当初、不同沈下とかいうのを懸念いたしましたけれども、調査してみますと重大なものではないということで、一般的な補修の方法で、エポキシ樹脂を注入して固定するという方法で修繕をいたしました。

以上でございます。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） 200万ほどあるのに、リーフレット、パンフレットの配布のみなんですか。それともそのほかの何か事業を考えてらっしゃるのかということと、27ページのくまの産業団地の分は、固定資産税等が決まらなかったからこれで、今回の補正ということは了解いたしました。

西公民館の建物のひび割れなんですけども、補修しました、その原因は何かわかったんでしょうか、なぜひび割れが起こったのかということが。よろしくお願いします。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） コンクリートの乾燥による伸縮、床が乾燥しますとどうしてもこうギュッと縮みますんで、その部分がたまたまそこに入ったということでございます。以上でございます。

議長（山吹） 堂森生活環境課長。

生活環境課長（堂森） クールチョイスの事業の中身でございますけども、リーフレットの印刷等も含みますけども、基本的には公民館講座であるとか、地域でのイベントでのパネル展示、そういったものの企画、そういったものも含めた委託になろうかと考えております。

以上です。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） 二酸化炭素の分はわかりました。

それから、西公民館ですけども、コンクリートの縮みのためにひび割れができたという。1年ぐらいでそんなに向こうがのぞけるぐらいの幅になるのかどうか。それから、それは何か工法的にそんなになる、いろんな建物にもそういうことが起こるんだろうけど、あそこだけが起こるといのは何か理由があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。今後、そういう事故が起こり得るかどうか。起こった場合はどうするのかというのをお願いします。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） コンクリートの伸縮というのは、やっぱり鉄筋コンクリートの構造物であれば必ず起きるものでございます。その大きさというのがやっぱりいろいろありまして、スケールを当ててはかるわけですけども、例えば1ミリ以下であると特に問題はないとか、例えば1.5ミリ以上になるとちょっとこれは問題があるよというようなはかり方をするんですけども、今回の場合は特に1ミリ以下でございまして、問題はございませんでした。ほかの建物でもやっぱり気候とかということで、1年以内に必ず、必ずというか起こる場合もございます。

以上でございます。

議長（山吹） いいですか。

中原議員。

14番（中原） ちょっと私が聞き漏らしたんですが、22ページの社会福祉総務費の工事請負費、都市再生整備事業いう、あれは何じゃったんですか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 22ページ、都市再生整備事業でございますが、西部ふれあい広場第二期工事に係る事業です。当初計画いたしましたより変更をかけまして、ちょっとトイレの面積の増設でありますとか、フェンスのかさ上げというところで今回補正を出させていただいております。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 20ページなんですが、総務費の地域振興費、これは呉地老人集会所の床修繕工事に対する補助金ということが書かれてあるんですが、これは補助金は全体の工事に対してどのぐらいになるのか。それと、現在、呉地だけかもわかりませんが、これは老人集会所は同じような時期に建てられていると思うんですが、これは今からどんどん出てくるものなのか。私が知り得る限りでは、出来庭の老人集会所も床が抜けそうなのところがあったり、天井が落ちそうなのところがあったりするんですが、そこらあたりのこれからの計画というか、状況をどのように捉えておられるか教えてください。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） 今回のコミュニティセンター等修繕費補助金でございます。今回、呉地自治会から呉地老人集会所の畳下地及び台所フローリングの修繕が必要であるとの要望がございました。確認したところ、緊急に修繕すべきと判断いたしまして、今回当初予算には計上しておりませんでした。補正により対応させていただくものでございます。補助率でございますが、10万円以上の修繕改修に対しまして5分の3、60%の補助ということとなっております。

あと、他の老人集会所、コミュニティセンター等の修繕につきましては、例年10月に自治会連合会のほうで、自治会長さんに修繕等の必要はございますかというお問い合わせをして、それで出てきたものを確認して、それで予算計上しているというところがございます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） いいですか。大瀬戸議員は消されましたかね。さっきは。いいですか。  
ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第45号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第45号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は、あす9時半からといたします。

（散会 16時10分）